

目 次

議会日誌	1
行政視察報告	4
総務企画委員会	
東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会	
議長会の動き	13
東京都市議会議長会	
各種協議会等の動き	15
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国高速自動車道市議会協議会	
平成30年度視察受入状況	18
青梅市議会新着図書目録	19
要綱・要領等の制定、改廃の状況	21
制定された要綱・要領	27
平成31年度青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱 以下24件	

議 会 日 誌

< 2月 >

- | | |
|----------------|--|
| 4日(月)～5日(火) | 総務企画委員会行政視察 [ボートレース三国(坂井市)] |
| 5日(火) 午後 1:00 | 東京都市議会調査事務研究会 [墨田区本所防災館—調査係長、窪田主事] |
| 6日(水) 午後 2:00 | 全国高速自動車道市議会協議会定期総会 [都市センターホテル—小山議長、局長] |
| 8日(金) 午後 2:00 | 東京都市議会議員研修会 [府中の森芸術劇場—小山議長、野島副議長、阿部・迫田・山田・みねざき・藤野・片谷・大勢待・工藤・榎澤・湖城・島崎・天沼・鴨居・山崎・久保・山本・山内・鴻井・結城議員、局長、次長、青柳主任] |
| 14日(木) 午後 1:30 | 西多摩衛生組合議会定例会・全員協議会 [西多摩衛生組合—工藤・山崎・山内議員] |
| 15日(金) 午前11:00 | 西多摩地域広域行政圏協議会審議会 [市役所会議室—小山議長、野島副議長、山本議員] |
| 16日(土) 午後 1:00 | 第53回青梅マラソン大会開会式 |
| 17日(日) | 第53回青梅マラソン大会 |
| 18日(月) 午前10:00 | 議会運営委員会 |
| 19日(火) 午前10:00 | 定例記者会見 [市役所会議室—小山議長、野島副議長、局長] |
| 午後 2:30 | 東京都十一市競輪事業組合議会定例会 [京王閣競輪場—結城・野島議員] |
| 午後 3:00 | 東京都市議会議長会定例総会 [東京自治会館—小山議長、局長] |
| 20日(水) 午前10:00 | 平成30年市議会定例会平成31年2月定例議会 本会議 [市長施政方針演説、議案審議] |
| 21日(木) 午後 1:15 | 東京たま広域資源循環組合議会ブロック代表者会議・定例会・全員協議会 [東京自治会館—久保議員] |
| 22日(金) 午前10:00 | 青梅、羽村地区工業用水道企業団議会定例会 [羽村市水道事務所—田中・榎澤・鴨居議員] |
| 25日(月) 午後 3:00 | 議会運営委員会 |
| 27日(水) 午後 1:30 | 定期監査講評・例月出納検査 [市役所会議室—久保監査委員] |
| 28日(木) 午前10:00 | 環境建設委員会 |
| 午前10:00 | 福祉文教委員会 |

< 3月 >

1日(金)	午前10:00	総務企画委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
5日(火)	午前10:00	予算決算委員会
	午前11:37	全員協議会 [< 市長提出事項 > … 1. 大型連休の対応について、2. 平成31年度国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減判定所得等の見直しについて、3. 平成31年度税制改正の主な内容について、4. 粗大ごみの運び出しサービスの実施について、5. 青梅市自殺総合対策計画(素案)について、6. 路線バスのダイヤ改正について、7. 青梅市総合体育館ネーミングライツ・パートナーについて、8. 今後の学校給食について、9. 文化交流センター開館にかかる今後の日程について、10. 青梅市立総合病院を当事者とした訴訟事件の概況について < 議長提出事項 > … 1. 今後の西多摩衛生組合運営の方向性に関する検討結果及び事業計画について]
6日(水)	午前10:00	本会議 [一般質問]
7日(木)	午前10:00	本会議 [一般質問]
8日(金)	午前10:00	本会議 [一般質問]
10日(日)	午前12:20	観梅市民まつり開会式 [神代橋通り観梅市民まつり本部— 小山議長]
11日(月)	午前10:00	東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
12日(火)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [委員会議案審査報告、議案審議]
	午前11:09	総合病院建替特別委員会
13日(水)		東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会視察 [茅野市]
	午後 4:15	東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
14日(木)	午前10:00	予算決算委員会
	午後 4:10	総務企画委員会
15日(金)	午前10:00	予算決算委員会
	午後 4:14	東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
18日(月)	午前10:00	予算決算委員会
19日(火)	午前10:00	予算決算委員会
25日(月)	午前 9:15	議会運営委員会

	午前10:00	本会議 [委員会議案審査報告、委員会陳情審査報告、議案審議、特別委員会中間報告の件]
27日 (水)	午後 2:30	東京都十一市競輪事業組合議会臨時会 [東京自治会館—結城・野島議員]
28日 (木)	午後 1:30	例月出納検査 [市役所会議室—久保監査委員]
< 4月 >		
1日 (月)	午前10:00	辞令交付式
6日 (土)	午前10:00	市民体育大会総合開会式兼都民体育大会青梅市代表選手結団式 [市役所会議室—小山議長]
9日 (火)	午後 2:00	東京都市議会事務局長連絡会議 [羽村市役所—局長]
10日 (水)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	平成30年市議会定例会平成31年 4月臨時議会 本会議 [議案審議]
	午前10:08	総務企画委員会 福祉文教委員会
12日 (金)	午前11:00	関東地区競艇主催地議会協議会事務局長会議 [議会棟第3委員会室—局長、次長、庶務係長]
13日 (土)	午前10:00	ネッツたまぐーセンター (青梅市文化交流センター) 落成式
23日 (火)	午後 1:00	東京都市議会議長会臨時総会 [町田市役所—小山議長、局長]
25日 (木)	午後 1:30	例月出納検査 [市役所会議室—久保監査委員]

行政視察報告

総務企画委員会

本委員会では、所管事務調査事項である収益事業の今後の展開と売上向上について調査を進めるに当たり、平成30年度からモーニングレースの開催を始めたボートレース三国の売上向上策やファン獲得の取り組み等を視察することとした。

視察地 ボートレース三国（福井県坂井市三国町池上80-1）

視察期日 平成31年2月4日（月）～5日（火）

視察事項 収益事業の売上向上について

参加者 （委員長）鴨居 孝泰（副委員長）山内公美子
（委員）山田 敏夫、藤野ひろえ、工藤 浩司、
小山 進、野島 資雄、下田 盛俊
（随 行…榎戸議事係長）

1 概 要

ボートレース三国は福井県坂井市に位置し、北陸地方唯一の場として昭和28年4月14日に武雄三国モーターボート競走施行組合主催で初開催された。開設当初は坂井郡三国町の九頭竜川河口に場があったが、昭和43年7月1日に現在地へ移転している。現在の施行者は、平成28年4月に地方公営企業法を全部適用した越前三国競艇企業団である。

平成29年度の売上額は29,889,535,000円で、場外売上がないこともあり、全国24場の中では一番低い結果となっているが、売り上げの前年度比は120.5%の増で、上から5位という高い伸びを示している。

開催日数 (平成29年度)	182日
施行者	越前三国競艇企業団
施設会社	三国観光産業株式会社
収容人数	8,557人（特別観覧席40席、ペアシート212席、 グループ席26席、団体席1席、自由席4,283席）

2 売上向上策の推進について

平成28年度から運営組織を地方公営企業法の全部適用としたことにより、収益が分かりやすくなったことから職員の意識に変化が現れた。また、今後5か年の中期戦略プランとして「BOAT RACE 三国 事業概略プラン2017」を作成し、計画的に事業を進めていく体制を作った。

このプランには、戦略実行の柱として以下のような6つの柱を掲げ「もっと愛され、親しまれる「BOAT RACE 三国」の実現」を目指すこととしている。

「BOAT RACE 三国ビジョン2022」実現に向けた6つの柱

- 1、モーニングレースの機会の最大化とデイレース期での集客強化
- 2、三国レースの「ブランド力」向上
- 3、場間場外（受託）発売の売上増加
- 4、施設の抜本見直し・改修
- 5、運営体制及び組織力の強化
- 6、地域貢献・連携の強化

3 損益分岐点の改善について

平成22年度にG I 競走を実施したが、経費が掛かり過ぎたことから5千万円の赤字を出してしまった。翌23年度は東日本大震災の影響で途中から開催できなくなったが、逆に5千万円の黒字となったことがあり、そのころから包括委託に向けての話が出始めていた。その後、平成26年度から地方公営企業法の適用を受ける準備を進め、現在に至った経緯がある。

本場売上は毎年減少し続けているが、電話投票はキャッシュバックキャンペーン等を実施し、直近10年で売り上げは倍以上に伸びている。

平成29年度は24場で最下位の売り上げながら、デイレースだけで8億円ほどの利益を上げ、坂井市に5億5千万円を繰り出すことができた。モーニングレースを始めた今年度売り上げは更にアップすることを見込んでいるが、引き続き経費削減等の努力を行い、繰り出し金の増加をはかっている。

4 施設設備の改善について

中期戦略プランにおいて、4「施設の抜本見直し・改修」として、平成30年度に施設改修委員会（仮称）を設置する予定であったが、施設会社や構成市との意識の差から設置できずにいる。

現在は施設面積の約12%しか使っていないので、空きスペースの活用により地域の皆様に愛される場として「BOATRACE PARK」を実現して、本場の施設を地域の起

爆剤としていく予定としている。

施設整備の主な取り組み予定は次のとおりである。

施策	主な取組	目標年度
BOATRACE PARK の実現	場内フィットネスクラブ・ウォーキングコース整備、サイクリングステーションの設置、こども向け施設の設置、温浴施設(足湯等)の整備	平成 32 年度
	ボートレース水族館の設置	平成 30 年度
本場施設改修	他場発売エリアとして改修、Wi-Fi 環境整備、観客席の見直し、簡易ステージの設置、レストラン・売店の刷新、ディアポートとの接続性の向上、施設全体のターゲット顧客層の整理、施設全体の利用率向上	平成 32 年度

5 外向発売所について

平成20年10月に全国で初めての外向発売所として開設し、平成27年度のオーシャンカップ開催に際して施設を増設した。徐々に扱いを増やすことができ、現在は8場の発売を行っている。

開設当時は、本場より外向発売所の売り上げを期待し、本場開催日数を減らして外向発売に重点を置きたいと考えていたことから本場に重点を置かなかったため、本場が寂れてしまうこととなった。現在は、電話投票により収益が上がったことから本場に重点を置くようになり、外向発売所を場内に設置できないか考えている。



説明を受ける総務企画委員会の委員

6 モーニングレースについて

午前8時30分スタート展示を開始して、第12レースの終了時間が午後2時45分とする開催を行っている。ボートレース三国では4月から9月に実施し、10月から翌年の3月はデイレースの開催期間としている。モーニングレースの開催では、来場者は減少したが、来場されたお客様にはとても好評であった。

モーニングレースは、特別な取り組み等を行わない中でも前年度のデイレースと比較して売り上げを増加させることができている。

7 ビッグレース獲得のための取り組みについて

平成27年度には、地方公営企業法の適用を進める中でオーシャンカップを開催することができた。次のビッグレースとしては、2022年の北陸新幹線の福井延伸までのタイミングで施設改修を行い、それによりビッグレースを開催したいと考えている。

現在、招致活動は行っていないが、施設改修による本場の魅力向上や、中期戦略プランの実行など、企業団の取り組み姿勢により獲得できるよう努力している。

8 ファン獲得のための取り組みについて

これについては課題と考えている。他場で実施されているファンへのポイント還元やキャッシュレス化などは、今まで売り上げがなかったため考えることができなかった。収益が出せるようになってきた現在は、電話投票のキャッシュバックキャンペーンを実施して、好評を博している。

今後は、本場来場者も含めた全てのファンに対してできる事がないか考えていきたい。

9 場内の食事処の取り組みについて

地域貢献・連携の強化として、地産地消の促進に取り組んでいる。平成32年度を目標に、売店やレストランへのメニューや商品導入などを考えている。



総務企画委員会の委員（ボートレース三国2号館前）

【視察を終えて】

ボートレース三国は、北陸地方唯一の場であり、ボートレース多摩川のように近隣場がないことから来客も期待できるのかと考えたが、やはり、電話投票売上が主となり、平日であったこともあるが場内は閑散としていた。

施行者の越前三国競艇企業団は、地方公営企業法の全部適用を受けるなど、経営改善に向け努力されており、ポスターも施設会社の作成した自前のものを使うなど、経費削減をされている様子が見えた。

そのような中、今年度から開催しているモーニングレースは、競合のないことから開催時刻を前倒したことで売り上げが増加し、施設改善やファンサービスに向けて動き出せるような明るい兆しが見えてきた開催となっているようである。

全24場中最下位の売り上げながら、構成市への繰出金はボートレース多摩川と同程度の5億5千万円に達することからは、今後も学ぶべきところがあると考えられた。

本委員会としては、今回の視察を活かし、引き続き売り上げ向上につながるような施策を調査研究し、競艇事業を市とともに盛り上げていきたい。

（総務企画委員長 鴨居 孝泰）

東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会

東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会では、平成30年定例会平成31年2月定例議会において、ケミコン跡地へ建設予定の市民ホールの形状としてひな壇式ホールを求める市民からの陳情を受けたため、先進自治体における具体的な取り組みを調査する必要があると判断し、実際に可動椅子の配置により平土間式ホールにも劇場型ホールにも展開できるマルチホールを有する長野県茅野市にある茅野市民館を視察することとした。

視察地 茅野市民館（長野県茅野市）

視察期日 平成31年3月13日（水）

視察事項 ホールの形状、構造について

参加者 （委員長）結城 守夫（副委員長）片谷 洋夫
（委員）山田 敏夫、藤野ひろえ、榎澤 誠、
鴨居 孝泰、久保 富弘、鴻井 伸二
（随 行…増田次長、梶議事係主任）

1 茅野市民館の概要

劇場、音楽ホール、美術館、図書館、スタジオ、レストランなどさまざまな機能を併せ持ち、利用者によって多様な使い方に対応できる文化複合施設として、平成17年10月にオープン。基本構想段階から設計案、管理運営に至るまで市民主導による計画づくりがされ、現在も「株式会社地域文化創造」が指定管理者となり市民と協働した運営が行われている。

JR茅野駅に直結した好立地に位置し、「市民一人ひとりが主役になれる市民ひろば」をコンセプトに、駅前の賑わい創出を図るとともに、さまざまな表現やアートに親しみ、人々が集う地域の交流拠点を目指している。

敷地面積 15,533.43 m²、建築面積 6,011.49 m²、

延べ床面積 10,806.37 m²、地上2階

1階は、マルチホールと、ホールと一体利用ができる屋外スペース、美術館、図書館、レストランなどがある。2階は、マルチホールの2階席、コンサートホール、アトリエなどがある。

2 マルチホールの概要

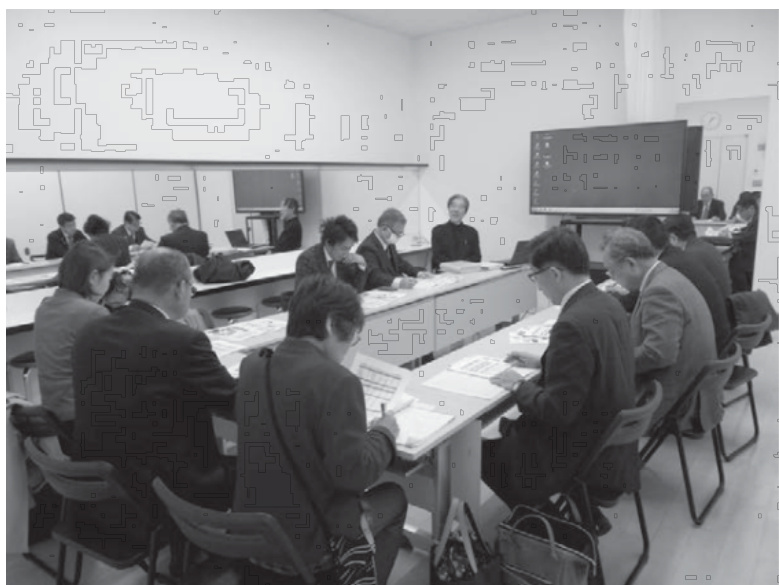
約600m²の広さを有するマルチホールは、劇場形式にも平土間形式にもなり、演劇、音楽、展示、パフォーマンスをはじめさまざまなジャンルのアートやイベント

に対応できる。

可動椅子を配置すると、780席（1階席556席、2階席224席）の劇場型ホールとなる。劇場形式を主体に考えられたホールであるため、間口14.3m、奥行き16.6m、高さ9mの舞台や音響・照明・舞台設備など、一般的な劇場ホールと遜色ない設備を有している。

また、平土間形式にすることで、ロビーやテラスなどの屋外スペースとの一体利用もでき、大空間を演出することができる。また、椅子を設置しない状態では、1,200人程度の収容が可能となる。

椅子の配置を変えることで、劇場形式でもなく平土間形式でもなく、利用者の発想によって、新しい空間を生み出すことができる。



ディレクターより説明を受ける委員



3 マルチホールの可動椅子について

マルチホール内にある客席は可動式で、35～48席程度のイスが1つのブロックとして構成されている。各ブロックを所定の位置へ配置することで劇場ホールとなり、ひな壇式の空間を作ることができる。

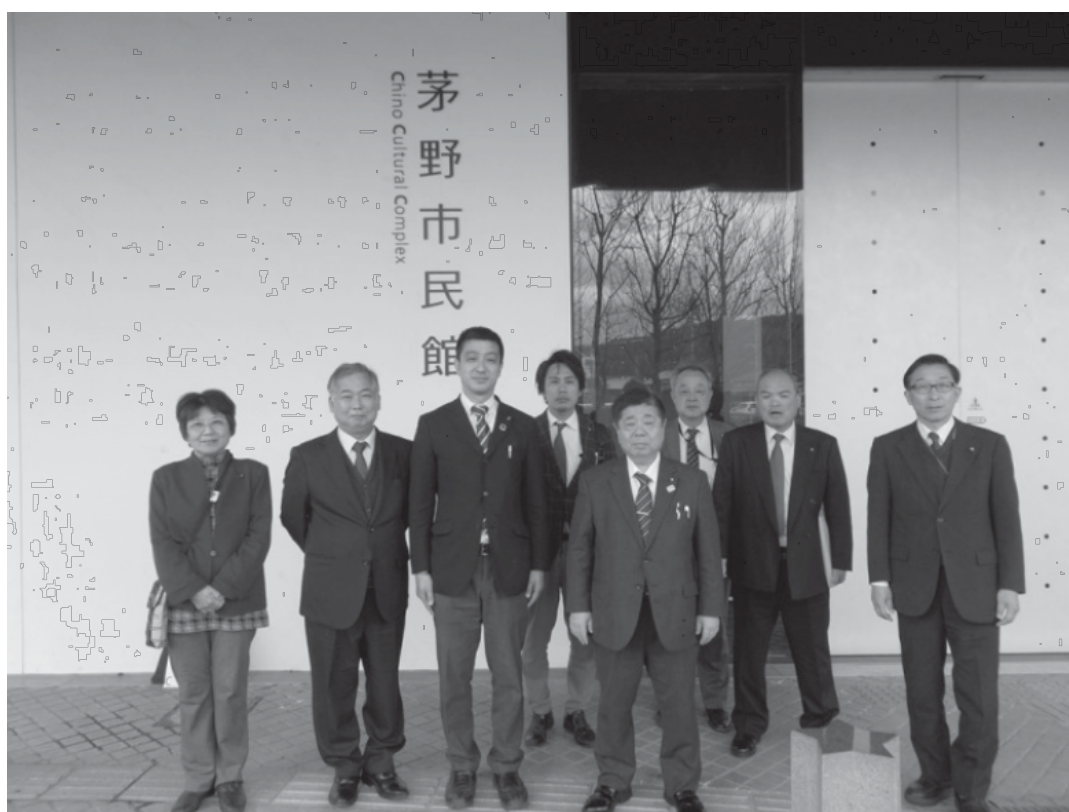
この可動椅子は、ホバークラフトのような仕組みで、空気の力を利用して持ち上げ、わずかな力で自由自在に動かすことができる。そのため、配置の仕方によっていろいろな空間のアレンジが可能となる。

年間80催事程度がこのマルチホールで行われており、そのうち7割程度の催事が劇場形式で利用されている。可動椅子の移動は、通常夜間に市民団体の協力を得て行われているとのこと。

4 コンサートホールの概要

300席を有するコンサートホールは、音響を第一に考えて設計された音を楽しむためのホールで、総面積320㎡、天井高12m、舞台巾13.8m。

舞台（アーティスト）を取り囲むような扇形となっており、最後列の席までが近いためアットホームな感じを意図とするつくりとなっている。そのため、音楽に限らず、シンポジウムやアットホームな催しには最適のホールである。



茅野市民館の視察を終えた委員

【視察を終えて】

茅野市民館は、企画段階から市民が携わり、運営も市民が文化芸術に触れていくことを目指してつくられた文化拠点施設であるということであった。

青梅市の場合には、ケミコン跡地には複合施設として、ホール機能に加え市民センターや健康センター、子育て支援機能なども確保する必要があるため、単純には比較ができないと考えるが、マルチホールである茅野市民館のように平土間式かひな壇式かの固定観念にとらわれず、ホール機能建設に当たっては、利用者側の発想に立って、青梅市が取り入れる方向性の一つに値するのではないかとの印象を受けた、実りのある視察となった。

(東青梅 1 丁目地内諸事業用地等特別委員長 結城 守夫)

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

2月5日（火） 調査事務研究会

* 視察先 本所防災館（本所都民防災教育センター）

2月8日（金） 議員研修会

* 演題 「東京の自治と市議会の役割」

講師 大森 彌 氏

東京大学名誉教授

地域活性化センター「全国地域リーダー養成塾」塾長

全国町村会「道州制と町村に関する研究会」座長

「NPO地域ケア政策ネットワーク」代表理事

2月19日（火） 定例総会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下13件

* 協議事項

- 1 関東市議会議長会第85回定期総会で審議する都県提出議案について（原案どおり決定）
- 2 関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の次期役員等の推薦について（原案どおり決定）
- 3 東京都市議会議長会と特別区議会議長会とによる連絡協議会（仮称）の設置について（現状のとおりとし、正副会長にて、年1～2回程度、懇親会を行うことで了承、東京都市議会議長会と特別区議会議長会とによる連絡協議会（仮称）の設置については、「現状のとおり」設置しないことで決定したので4月に特別区議会議長会に伝える旨を報告、正副会長にて年1、2回程度、懇親会を行うについては、議長会の決定事項ではない旨、了承）
- 4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における聖火リレーに関する要望書について（原案どおり決定）

* その他

4月9日（火） 事務局長連絡会議

* 案件（了承）

- 1 各市提出議案について
- 2 平成30年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について
- 3 平成31年度「2040未来ビジョン出前セミナー」開催に係る申込みについて
- 4 東京都市議会議長会理事会及び臨時総会の運営について

* 連絡事項

- 1 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿について
- 2 平成31年度東京都市議会議長会事業日程について

* その他

4月23日（火） 臨時総会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下5件

* 協議事項（原案どおり認定）

- 1 平成30年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について
歳入 予算額 1,924万6,000円 決算額 2,092万9,931円
歳出 予算額 1,924万6,000円 決算額 1,199万6,734円
差引残額 893万3,197円（翌年度へ繰り越し）
- 2 平成31年度「2040未来ビジョン出前セミナー開催」に係る申込みについて

* その他

参考資料について

- (1) 平成31年度東京都市議会議長会関係役員
- (2) 平成31年度東京都市議会議長会事業計画
- (3) 平成31年度東京都市議会議長会歳入歳出予算
- (4) 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- (5) 平成31年度東京都市議会議長会事業日程
- (6) 平成30年度東京都市議会議長会関係役員
- (7) 東京都市議会議長会会則・諸規程
- (8) 平成31年度関東市議会議長会会議等開催予定表

各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

4月12日（金） 事務局長会議

* 報告事項（了承）

会務報告について 以下2件

* 協議事項（了承）

令和元年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出予算（案）について

* その他

- 1 役員会及び研修視察決算報告について
- 2 平成30年度運営及び行事予定（案）について
- 3 その他

全国高速自動車道市議会協議会

2月6日（水） 定期総会

* 講演

「高速道路を取り巻く最近の情勢について」

国土交通省道路局高速道路課長 山本 巧 氏

* 新規加盟市紹介

秋田市、横手市、大館市、湯沢市、北秋田市、大仙市、宮津市

* 事務報告（了承）

* 協議

- 1 平成29年度会計決算について（原案どおり認定）

歳 入 予算額 760万 100円 決算額 760万9,266円

歳 出 予算額 760万 100円 決算額 639万5,737円

差引残額 121万3,529円（翌年度へ繰り越し）

- 2 平成31年度活動方針（案）について（原案どおり決定）

高規格幹線道路等により形成される高速道路ネットワークは、流通や観光等による経済効果をもたらすほか、地域間交流を活性化させるなど、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するとともに、地方創生を支える重要な社会基盤である。

また、救急患者の搬送時間の短縮等により、広域救急医療を支えるほか、震災などの災害発生時には、救援、復旧活動のための緊急輸送路として使用されるなど、「命の道」としての役割を果たしている。

しかしながら、高規格幹線道路の供用率は8割を超えたものの、連続したネットワークが形成されていないため、効果が最大限に発揮されていない状況にある。また、全国に比べ整備が大幅に遅れている地域もあり、いまだ未整備区間が多く残されている。

このことから、高規格幹線道路の早期整備に向けた必要財源の確保、施策の充実強化、高規格幹線道路を補完する地域高規格道路の早急な整備などが求められている。さらに、既存の高速道路の一層の機能向上と効果的・効率的活用の推進が課題となっている。

また、高速道路の整備の推進と同時に、既存の道路施設の老朽化対策等の推進が急務となっている。

よって、下記の活動目標及び活動方法により、その実現を図ることとする。

記

1 活動目標

- (1) 高規格幹線道路網 14,000 キロメートルの早期整備
- (2) ミッシングリンク解消及び暫定2車線区間の4車線化の早期実現
- (3) 高速道路ネットワークの更なる機能向上と最適利用の推進
- (4) インターチェンジ及びスマートインターチェンジの一層の整備促進
- (5) 老朽化対策、防災対策、事故防止対策等の安全対策の推進

2 活動方法

活動目標達成のため、高速道路建設・整備促進等に関する要望・決議を適宜とりまとめ、全国高速道路建設協議会（会長：尾崎正直・高知県知事）など関係団体との連携のもと、政府、国会、各政党及び関係国会議員等に対し強力に要望活動を展開する。

3 平成31年度会議・要望活動日程（案）について（原案どおり決定）

4 平成31年度予算（案）について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに 768万 100円

* 決議（原案どおり決定）

高規格幹線道路等により形成される高速道路ネットワークは、流通や観光等による経済効果をもたらすほか、地域間交流を活性化させるなど、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するとともに、地方創生を支える重要な社会基盤である。また、

救急患者の搬送時間の短縮等により、広域救急医療を支えるほか、震災などの災害発生時には、救援、復旧活動のための緊急輸送路として使用されるなど、「命の道」としての役割を果たしている。

しかしながら、高規格幹線道路の供用率は全国で8割を超えたものの、連続したネットワークが形成されていないため、効果が最大限に発揮されていない状況にある。また、全国に比べ整備が大幅に遅れている地域もあり、いまだ未整備区間が多く残されている。

このことから、高規格幹線道路の早期整備に向けた必要財源の確保、施策の充実強化、高規格幹線道路を補完する地域高規格道路の早急な整備などが求められている。さらに、既存の高速道路の一層の機能向上と効果的・効率的活用の推進が課題となっている。

また、高速道路の整備の推進と同時に、既存の道路施設の老朽化対策等の推進が急務となっている。

よって、本協議会の総意をもって、特に次の事項について強く要望する。

記

- 一 高規格幹線道路網一万四千キロメートルの早期整備に向けた明確な方向性を示すとともに、長期安定的に道路整備等を実施できるよう財源確保に万全を期すこと。
 - 一 ミッシングリンク解消及び暫定二車線区間の四車線化の早期実現を図ること。
 - 一 既存の高速道路ネットワークの更なる機能向上と最適利用の推進を図ること。
 - 一 インターチェンジ及びスマートインターチェンジの一層の整備促進を図るとともに、サービスエリア及びパーキングエリアの整備、防災拠点化を図ること。
 - 一 橋梁やトンネル等の老朽化する道路施設の適時適切な維持管理・更新が実施されるよう、十分な財源を確保すること。
 - 一 高速道路をまたぐ跨道橋の適切な維持管理が可能となるよう、十分な支援措置を講じるとともに、災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、高速道路の耐震強化を図ること。
 - 一 高速道路等における重大事故を防止するための万全の安全対策を講じるとともに、緊急時における迅速な対応のため、救急車退出路及び緊急進入路の整備推進並びに関係機関との連携体制の強化を図ること。
- 右、決議する。

平成 30 年度視察受入状況

	受入日	来訪自治体	人員	視察内容・場所
1	4月11日	埼玉県入間市	15	新庁舎建設について
2	4月18日	石川県加賀市	10	欠席又は出席停止議員に対する議員報酬の減額規定について
3	5月15日	高知県高知市	11	官民連携による中心市街地活性化について
4	7月11日	熊本県天草市	5	総合長期計画「施策連動型の仕組み」の取り組みについて 公共マネジメントの取り組みについて
5	7月18日	長崎県島原市	7	新庁舎建設に伴う議会運営（表決システム等）について
6	10月18日	静岡県富士市	11	中心市街地活性化の取り組み及びまちづくり会社の設立について
7	12月21日	青森県黒石市	4	喫茶コーナー「カフェだんだん」について
8	1月28日	山口県周南市	3	競艇場の経営について
計		延べ 8 市	66	

青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
019	第四次青梅市子ども読書活動推進計画	青梅市教育委員会	青梅市	31	A4
288	皇室 OurImperialFamily(第81号)平成31年冬号	日本文化興隆財団	扶桑社	31	A4 変形
318	議会資料 105 議会年報(平成30年)	立川市議会事務局庶務調査係	—	31	A4
318	第6次青梅市総合長期計画 実施計画(平成31年度～平成33年度)	青梅市企画部企画政策課	青梅市	31	A4
318	青梅市くらしのガイド 2019-2020	—	青梅市企画部秘書広報課	30	A4
318	第17回青梅市青少年友好親善使節団～派遣の記録～	青梅市企画部秘書広報課	青梅市	31	A4
318	青梅市行政報告書(平成28年度)	—	青梅市	30	A4
318	青梅市行政報告書(平成29年度)	—	青梅市	30	A4
318	友好交流のあしどり 2018年度	東京都特別区・市・町村議会友好交流事業事務局	東京都特別区・市・町村議会友好交流事業事務局	31	A4
318	東京都市町村概要 平成29年度	東京都総務局行政部市町村課	東京都総務局行政部市町村課	31	A4
318	多摩・島しょ地域の自治体における内部統制の整備・運用に関する調査研究報告書	—	東京市町村自治調査会	31	A4
318	平成30年度自治体調査会複数年調査基礎自治体における多文化共生施策に関する調査研究報告書	—	東京市町村自治調査会	31	A4
318	基礎自治体におけるAI・RPA活用に関する調査研究報告書	—	東京市町村自治調査会	31	A4
349	市町村財政力分析指標(平成20年度から平成29年度まで)	—	東京市町村自治調査会	31	A4
349	市町村税政参考資料(平成20年度から平成29年度まで)	—	東京市町村自治調査会	31	A4
351	青梅市の統計 平成29年度版	青梅市総務部総務契約課庶務係	青梅市総務部総務契約課庶務係	30	A4
359	多摩地域データブック～多摩地域主要統計表～2018(平成30)年版	—	東京市町村自治調査会	31	A4

分類番号	書名	著者(编者)	発行所	発行年	判型
367	健康長寿のまちづくり 超高齢社会への挑戦	辻 哲 夫	時 評 社	29	A5
367	結婚支援を糸口とした少子化対策及び地域活性化に関する調査研究報告書	東京市町村自治調査会	東京市町村自治調査会	31	A4
368	青梅市自殺総合対策計画～気づき・つながる・いのちのプラン～	青梅市健康福祉部健康課	青 梅 市	13	A4
369	第4期青梅市地域福祉計画 平成31～35年度	青梅市健康福祉部福祉総務課	青 梅 市	31	A4
369	青梅市保健事業概要 平成30年度	青梅市健康福祉部健康課	青梅市健康福祉部健康課	31	A4
373	青梅市教育委員会の教育施策—平成31年度教育施策の概要・青梅市教育推進プラン—	青梅市教育委員会教育部教育総務課	青梅市教育委員会	31	A4
498	平成31年度 東京都後期高齢者医療広域連合各会計予算	—	東京都後期高齢者医療広域連合	31	A4
519	平成29年度 青梅市環境報告書	青梅市環境部環境政策課	青梅市環境部環境政策課	31	A4
543	水力発電が日本を救う ふくしまチャレンジ編	竹村公太郎 監修 福島水力発電促進会議	東洋経済新報社	30	B6
653	第42回全国育樹祭併催行事育林交流会開催の記録	第42回全国育樹祭 東京都実行委員会	第42回全国育樹祭 東京都実行委員会	31	A4
689	東京島しょ地域におけるインバウンド拡大策に関する調査研究報告書	—	東京市町村自治調査会	31	A4
782	第53回青梅マラソン大会記録集	報知新聞社 ビジネス局	青梅マラソン大会実行委員会・報知新聞社	31	A4
916	青梅・羽村ピースメッセンジャーレポート2018～私たちができること～	青梅・羽村子ども体験塾実行委員会	青梅・羽村子ども体験塾	31	A4

要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜平成31年2月～令和元年5月1日現在＞

件名	区分	所管
青梅市長の公務日誌の公開に関する実施要綱	改正	秘書広報課
青梅市役所本庁舎消防計画	改正	総務契約課
青梅市付属機関等の設置運営に関する指針	改正	文書法制課
青梅市情報公開請求等にかかる第三者情報取扱要領	改正	〃
青梅市身体障害者嘱託職員設置要綱	改正	職員課
青梅市職員の勤勉手当の成績率の運用に関する要綱	改正	〃
青梅市交通安全対策審議会の会議の公開に関する取扱要綱	改正	市民安全課
自主防犯組織活動費補助金交付要綱	改正	〃
青梅市幼児・児童用自転車ヘルメット購入費用助成事業実施要綱	改正	〃
青梅市防犯対策連絡会設置要綱	改正	〃
平成31年度青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱	制定	防災課
青梅市家具転倒防止器具等支給取付事業実施要綱	改正	〃
青梅市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱	改正	〃
自主防災組織等運営費交付金交付要綱	改正	〃
青梅市男女平等推進計画検討委員会設置要綱	改正	市民活動推進課
青梅市における市民活動団体等との協働事業の推進に関する指針	改正	〃
青梅市市民センターにおける使用料減免に関する基準	改正	〃
青梅市市民センター運営協議会設置要綱	改正	〃
青梅市国民健康保険税減免取扱要綱	改正	保険年金課
青梅市国民健康保険運営協議会委員の公募および選考要綱	改正	〃
青梅市債権管理適正化検討委員会設置要綱	改正	収納課
蛍保護指導員設置要綱	制定	環境政策課
青梅市墓地公園管理料口座振替・自動払込収納事務取扱要領	改正	〃
青梅市生物多様性地域戦略検討委員会設置要綱	廃止	〃

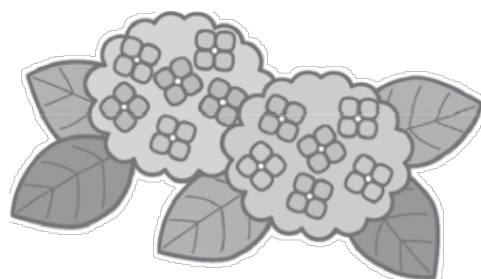
件 名	区 分	所 管
青梅市粗大ごみ運び出しサービス実施要綱	制 定	清掃リサイクル課
青梅市雑がみ収集啓発袋広告掲載取扱基準	廃 止	〃
青梅市ふれあい収集取扱要綱	廃 止	〃
青梅市みどりと水の協力会設置要綱	制 定	公園緑地課
青梅市みどりと水のふれあい事業推進協会運営費補助金交付要綱	廃 止	〃
青梅市雨水浸透施設補助金交付要綱	改 正	下水管理課
青梅市雨水小型貯留槽設置補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市浄化槽撤去費補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市プレミアム付商品券事業推進本部設置要綱	制 定	福祉総務課
青梅市原子爆弾被爆者見舞金要綱	改 正	〃
青梅市戦没者遺族会事業費補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市臨時福祉給付金等給付事業推進本部設置要綱	廃 止	〃
青梅市葬儀生前契約サポート事業実施要綱	制 定	生活福祉課
青梅市被保護者等自立促進事業実施要綱	改 正	〃
青梅市介護保険運営委員会委員の公募および選考要綱の一部改正	改 正	介護保険課
青梅市地域密着型（介護予防）サービス指定候補事業者の選定に関する委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会設置要綱の一部改正	改 正	〃
青梅市認知症BPSDケアプログラム推進事業実施要綱	制 定	高齢者支援課
青梅市認知症BPSDケアプログラム推進事業補助金交付要綱	制 定	〃
青梅市高齢者クラブ補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市高齢者家具転倒防止器具等支給取付事業実施要綱	改 正	〃
青梅市高齢者温泉保養施設利用助成事業実施要綱	改 正	〃
青梅市高齢者温泉保養施設選定委員会設置要領	改 正	〃
青梅市シルバーマイスター制度実施要綱	改 正	〃
公益社団法人青梅市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	改 正	〃

件 名	区 分	所 管
青梅市福祉センターにおける使用申請期間の特例に関する基準	廃 止	高齢者支援課
青梅市介護予防通所支援事業実施要項	廃 止	〃
青梅市高齢者筋力向上トレーニング事業実施要項	廃 止	〃
青梅市介護予防栄養改善事業実施要項	廃 止	〃
青梅市障害者計画検討委員会設置要綱	制 定	障がい者福祉課
平成31年度青梅市による障害者就労施設等からの物品および役務等の調達方針	制 定	〃
青梅市地域福祉推進事業補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市障害者計画等庁内連絡会議設置要綱	改 正	〃
青梅市障害者就労支援センター事業者の選考に関する委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市遠距離入所施設訪問家族交通費助成事業実施要綱	改 正	〃
青梅市障害者福祉ホーム事業実施要綱	改 正	〃
青梅市障害者家具転倒防止器具等支給取付事業実施要綱	改 正	〃
青梅市人間ドック受診料助成金交付要綱	制 定	健 康 課
青梅市新生児聴覚検査助成金交付要綱	制 定	〃
青梅市感染症対策本部設置要綱	改 正	〃
青梅市健康増進計画庁内連絡会議設置要綱	改 正	〃
青梅市精密健康診査実施要綱	改 正	〃
青梅市保健指導実施要綱	改 正	〃
青梅市里帰り等妊婦健康診査受診費助成金	改 正	〃
青梅市風しん等予防接種実施要綱	改 正	〃
青梅市母親（両親）学級実施要綱	改 正	〃
青梅市幼児歯科健康診査等実施要綱	改 正	〃
青梅市保育対策検討委員会設置要綱	制 定	子育て推進課
青梅市臨時保育事業費補助金交付要綱	制 定	〃
青梅市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市延長保育事業費補助金交付要綱	改 正	〃

件 名	区 分	所 管
青梅市一時預かり事業費補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市体調不良児対応型保育事業補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市認証保育所運営費補助要綱	改 正	〃
青梅市特定教育・保育等実費徴収にかかる補足給付事業費補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市民間保育所に対する市費補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市幼稚園型一時預かり事業実施要綱	改 正	〃
青梅市保育施設におけるICT化推進事業補助金交付要綱	廃 止	〃
青梅市森と自然を活用した保育推進事業補助金交付要綱	廃 止	〃
平成31年度子どもふれあいフェスタ2019事業補助金交付要綱	制 定	子ども家庭支援課
青梅市子ども食堂推進事業補助金交付要綱	制 定	〃
青梅市青少年対策事業補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱	改 正	〃
青梅市乳幼児ショートステイ事業実施要綱	改 正	〃
青梅市要保護児童対策地域協議会設置要綱	改 正	〃
青梅市中心市街地活性化協議会運営費補助金交付要綱	改 正	商工観光課
一般社団法人青梅市観光協会に対する補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市納涼大会補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市中小企業小口緊急対策資金融資要綱	改 正	〃
青梅市小口零細企業保証資金融資要綱	改 正	〃
青梅市梅の里再生中小企業振興資金等融資要綱	改 正	〃
青梅市中小企業振興資金等融資信用保証料補助要綱	改 正	〃
青梅市空き店舗活用事業補助金交付要綱	改 正	〃
おうめものづくり等支援事業補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金交付要綱	制 定	農林水産課
青梅市農地の創出・再生支援事業補助金交付要綱	制 定	〃
青梅市市民農園運営要綱	改 正	〃

件 名	区 分	所 管
青梅市農業次世代人材投資資金交付要綱	改 正	農 林 水 産 課
青梅市農業経営改善計画等実施事業補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市ウメ輪紋ウイルス感染樹等伐採・抜根後の農地基盤整備事業補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市ウメ輪紋ウイルス対策農地保全支援緑肥・景観植物等種子購入事業補助金交付要綱	廃 止	〃
青梅市ストップ遊休農地再生事業補助金交付要綱	廃 止	〃
青梅市シビックコア地区整備計画検討委員会設置要綱	廃 止	まちづくり推進課
青梅市都市交通行政連絡会設置要綱	廃 止	〃
青梅市地区市民運動会等交付金交付要綱	改 正	スポーツ推進課
風の子・太陽の子広場集会施設時間外使用基準	廃 止	〃
青梅インターチェンジ周辺整備事業推進検討委員会設置要綱	改 正	拠点整備課
青梅市開発連絡委員会設置要綱	改 正	都市計画課
青梅市景観まちづくり推進委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市都市計画審議会運営規則	改 正	〃
青梅市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱	改 正	〃
青梅市景観審議会運営要綱	改 正	〃
青梅市景観審議会の会議の公開に関する取扱要領	改 正	〃
青梅市有料自転車等駐車場利用料助成事業実施要綱	改 正	都市整備部管理課
青梅市空家等活用支援事業補助金交付要綱	改 正	住 宅 課
青梅市木造住宅耐震診断補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市木造住宅耐震改修補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市空家等対策庁内検討委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市住宅マスタープラン検討委員会設置要綱	改 正	〃
新青梅市立総合病院改革プラン策定検討委員会設置要綱	改 正	経 営 企 画 課

件 名	区 分	所 管
青梅市科学センター設置要綱	廃 止	学 務 課
平成31年度青梅市学力向上対策事業実施要綱	制 定	指 導 室
青梅市スクール・サポート・スタッフ設置要綱	改 正	指 導 室
青梅市学校給食配膳員勤務要綱	改 正	学校給食センター
青梅市学校給食費公会計化に関する検討委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市文化交流センター生涯学習プロデューサー・コーディネーター設置要綱	制 定	社 会 教 育 課
青梅市文化交流センター運営協議会設置要綱	制 定	〃
青梅市文化交流センター運営協議会公募委員募集要綱	制 定	〃
青梅市文化交流センターにおける使用料減免に関する基準	制 定	〃
公共ホール等使用料助成金交付要綱	改 正	〃
青梅市生涯学習推進本部設置要綱	改 正	〃
青梅市釜の淵市民館における使用料減免に関する基準	改 正	〃
青梅市ふれあいセンターにおける使用料減免に関する基準	改 正	〃
青梅市美術館等複合化検討委員会設置要綱	制 定	文 化 課



制定された要綱・要領

平成31年度青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、道路に面したブロック塀等の撤去を行おうとする所有者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、石その他組積造の塀および門柱ならびに組立式コンクリート塀をいう。
- (2) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路または当該道路以外の市が管理する道路をいう。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) ブロック塀等を所有または管理し、当該ブロック塀等を撤去する者
- (2) 青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者
- (3) 市税等に滞納がない者

4 補助対象ブロック塀等

補助の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、本市の区域内で一般の通行の用に供している道路に面し、前面道路の地盤面からブロック塀等の頂部までの高さが1メートルを超え、かつ、当該ブロック塀等の構造部の高さが60センチメートルを超えるもの

5 補助対象工事

補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、前項の補助対象ブロック塀等にかかる工事であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) ブロック塀等の全部または一部を撤去するもの。この場合において、当該ブロック塀等の一部を撤去する場合は、ブロック塀等の構造部の高さを60センチメートル以下にする工事であること。

- (2) 敷地や敷地内の建物等の売却等または建物等の新築、改築等を目的としたブロック塀等の撤去工事ではないこと。
- (3) 同一敷地内において、この要綱による補助金その他同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) ブロック塀等を撤去後に、撤去箇所の十分な安全確保を図ること。
- (5) 第8項に定める交付決定後に着手するもの。
- (6) 平成32年3月31日までに完了する工事であること。

6 補助金の交付額

補助金の交付額は、次に掲げるもののうちいずれか少ない額とする。

この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 工事に要した費用の10分の9の額
- (2) 撤去するブロック塀等の長さ（0.1メートル未満の端数を切り捨てたものとする。）に1メートル当たり6,000円を乗じて得た額
- (3) 18万円

7 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者は、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して青梅市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

8 補助金の決定

市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の決定をし、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金交付しないことを決定したときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

9 補助内容の変更・中止等

- (1) 前項の規定により補助の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その内容を変更しようとするときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金変更等承認申請書（様式第4号）により、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の目的および交付額に変更を要しない軽微な内容の変更の場合は、この限りでない。
- (2) 市長は、前号に規定する変更または中止の申請があったときは、内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、青梅市ブロック塀等撤去費補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第5号）により、補助決定者に通知するものとする。

10 完了報告

補助決定者は、補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過する日までに、青梅市ブロック塀等撤去工事完了実績報告書（様式第6号）に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定

市長は、前項の工事完了実績報告書の内容を精査し、必要に応じて調査等を行い、撤去工事が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助決定者に通知するものとする。

12 補助金の交付請求

補助決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

13 補助金の交付

市長は前項の青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書の提出があった場合は、その内容を精査し、適当と認めたときは、補助決定者に補助金を交付するものとする。

14 交付決定の取消し等

(1) 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に違反したとき。

(2) 市長は、前号に定める補助金の全部または一部を取り消したときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金決定取消（変更）通知書（様式第9号）により補助決定者に通知するとともに、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、青梅市ブロック塀等撤去費補助金返還命令書（様式第10号）により返還を命ずるものとする。

15 報告および検査等

市長は、この要綱による補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助決定者に対し、報告を求め、または検査し、もしくは調査することができる。

16 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

17 実施期日

- (1) この要綱は、平成31年4月1日から実施し、平成32年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金返還等の手続に関しては、なお従前の例による。
- (3) 平成30年6月18日からこの要綱の実施期日の前日までの間に着手したブロック塀等の撤去工事（以下「実施期日前対象工事」という。）については、第3項から第5項までの要件（同項第5号を除く。）を満たすことが確認できる場合に限り、同項第5号の規定にかかわらず、補助対象工事とすることができる。
- (4) 実施期日前対象工事については、第10項に規定する青梅市ブロック塀等撤去工事完了実績報告書の提出期限にかかわらず、当該実績報告書を市長が定める日までに提出することができる。

蛍保護指導員設置要綱

1 目的

この要綱は青梅市の区域内の河川等に生息する蛍に対し、水辺空間の生態系の保全のため、年間を通じて保護育成活動を行う蛍保護指導員（以下「指導員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 職務

指導員の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 蛍の保護育成活動に関すること。
- (2) その他青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認めること。

3 委嘱

指導員は、蛍の保護育成に熱意を有し、かつ、必要な知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 任期

指導員の任期は、委嘱した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 守秘義務

指導員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

6 遵守事項

指導員は、この要綱に定めるもののほか、法令その他の定めを遵守するものとする。

る。

7 報告

指導員は、第2項各号に定める事項について、年1回市長に報告するものとする。

8 謝礼

市長は、指導員に対し、予算に定める額の範囲内で謝礼を支払うものとする。

9 庶務

指導員に関する庶務は、環境政策担当課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

11 実施期日

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

青梅市粗大ごみ運び出しサービス実施要綱

1 目的

この要綱は、粗大ごみ運び出しサービス（高齢者世帯、障害者世帯等で、粗大ごみをその世帯の方だけで屋外へ運び出すことが困難な場合に、屋内から粗大ごみを搬出することをいう。以下同じ。）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象者

粗大ごみ運び出しサービスの対象となる世帯は、次の各号のいずれかに該当する者（中学生以下の者を除く。）のみで構成された世帯であり、自ら粗大ごみを屋外に運び出すことが困難であり、かつ、身近に親族等の協力者がいない世帯とする。

(1) 高齢者（65歳以上）

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条にもとづく要介護認定を受けている者

(4) 妊娠中の者

(5) その他青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める者

3 適用回数

粗大ごみ運び出しサービスの適用は、原則として1回当たり10品以下とし、各年度2回までとする。

4 搬出の準備

粗大ごみ運び出しサービスを受けようとする者は、収集の実施に当たり、室内から直ちに粗大ごみを運び出せるよう、搬出用の通路等の確保を含め、あらかじめ準備するものとする。

5 収集の対象とならないもの

次の各号に該当するものは、粗大ごみ運び出しサービスの対象としない。

- (1) 出入り口等から出せないもの
- (2) 取外し工事、解体作業等が必要なもの
- (3) 市が収集処理できないもの
- (4) その他市長が運び出すことが著しく困難であると認めるもの

6 申込み

粗大ごみ運び出しサービスを受けようとする者は、電話等で粗大ごみの収集の申込みをする際、当該サービスの利用について市長に申し出るものとする。

7 事前確認

- (1) 市長は、粗大ごみ運び出しサービスの申込みがあった場合、申込者の世帯を事前に訪問し、申込み内容および搬出方法に関して事前確認を実施する。その際、屋内の立入りおよび事故の取扱いに対する承諾を得なければならない。
- (2) 市長は、前号の事前確認の結果、特別な機器等を用いなければ収集が困難な場合は、収集を断ることができる。

8 収集

- (1) 運び出し作業は、必ず複数人をもって実施し、細心の注意を払い屋内から運び出さなければならない。
- (2) 粗大ごみ運び出しサービスを受けようとする者は、運び出しの際に、必ず立会うものとする。

9 事故補償

粗大ごみ運び出しサービスによる屋内の物品および柱等の損傷事故については、原則として責任を負わないものとする。

10 業務の委託

市長は、業務を適切に実施できると認められる者に、業務を委託するものとする。

11 実施期日

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

青梅市みどりと水の協力会設置要綱

1 設置

青梅市内の都市環境の向上を図るため、市民と行政が一体となり緑化や美化を推進し、豊かな自然と触れ合える潤いに満ちたまちの実現に寄与すること（以下「みどりと水に関する事業」という。）を目的として、みどりと水の協力会（以下「協力会」という。）を設置する。

2 所掌事項

協力会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) みどりと水に関する事業の協力に関すること。
- (2) その他前項の設置目的に関すること。

3 組織

協力会は、次に掲げる者のうちから青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 各種団体等の代表者 12人以内
- (2) みどりと水に関する事業に経験を有する者 8人以内

4 会長および副会長

協力会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- (1) 会長は、協力会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会議

協力会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

6 任期

委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

7 個人情報保護義務

委員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 事務局

協力会の事務局は、公園緑地担当課とする。

9 謝礼

委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、協力会の運営に必要な事項は、協力会が定める。

11 実施期日

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

青梅市プレミアム付商品券事業推進本部設置要綱

1 設置

消費税率および地方消費税率の引上げに際し、低所得者および子育て世帯の消費に与える影響の緩和ならびに地域における消費の喚起および下支えを目的とするプレミアム付商品券の発行等を行う事業（以下「事業」という。）について、その実施方法等を検討するため、青梅市プレミアム付商品券事業推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 所掌事項

本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の円滑な執行を図るための方策および実施にかかる全庁的な調整に関すること。
- (2) 事業に関する市民への周知方法に関すること。
- (3) その他事業にかかる重要事項に関すること。

3 組織

本部は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 本部長 健康福祉部長
- (2) 副本部長 経済スポーツ部長
- (3) 本部員 企画政策課長、情報システム課長、総務契約課長、職員課長、市民課長、市民税課長、福祉総務課長、生活福祉課長、子ども家庭支援課長および商工観光課長

4 本部長および副本部長

- (1) 本部長は、本部を統括する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

6 意見聴取

本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させ、

意見を聴くことができる。

7 報告

本部長は、必要に応じて事業の進捗状況を青梅市長に報告する。

8 庶務

本部の庶務は、福祉総務課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

10 実施期日等

この要綱は、平成31年4月23日から実施し、事業の終了した日の翌日をもって廃止する。

青梅市葬儀生前契約サポート事業実施要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）において、単身等であって、死後の葬儀、納骨等（以下「葬儀」という。）を任せられる親族等がない市民に対し、葬儀の生前契約（以下「葬儀生前契約」という。）をサポートすることにより、不安のない生活を送ることができるようにすることを目的とする。

2 対象者

この事業の対象者は、市の区域内に住所を有し、かつ、居住の実態がある者であって、次の各号の全てに該当し、青梅市長（以下「市長」という。）が、適当と認めるものとする。ただし、高齢者のみの世帯に属する者等で、当事者に特別配慮すべき事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 単身世帯あるいは高齢者のみの世帯に属する者であること。
- (2) 自身の葬儀を任せられる親族等がない者であること。
- (3) 健康保険料等を控除した本人の月収入額が16万円以下であること。
- (4) 本人の預貯金の合計額が100万円以下であること。なお、生命保険等に加入している場合には、第4項第1号の規定による申請時における解約返戻金見込額を上記の額に合算するものとする。
- (5) 本人の所有する不動産および有価証券がないこと。
- (6) 本人の葬儀生前契約に対する意思が明瞭であること。

3 協力葬祭事業者の承認等

- (1) 本事業にもとづく葬儀生前契約を締結できる事業者（以下「協力葬祭事業者」

という。)は、次のアからウまでの全てに該当し、かつ市長が適当と認める者とする。

ア 市内に事業所を有し、事前に市長に対し葬儀生前契約サポート事業協力申出書(様式第1号)を提出した者であること。

イ 青梅市暴力団排除条例(平成24年条例第17号)第2条第1号に規定する暴力団および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

ウ すでに納期を経過した分の市税を完納しているものであること。

(2) 市長は、協力葬祭事業者を登載した名簿(以下「名簿」という。)を作成するとともに、当該事業者から第5項に規定する葬儀生前契約にかかる契約書の様式を徴取するものとする。

(3) 市長は、前号の規定により徴取した契約書の様式を確認し、本事業の趣旨が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該事業者に様式の補正を求め、補正後の様式を再度徴取するものとする。

4 利用の手続等

(1) 本事業の利用を希望する者は、青梅市葬儀生前契約サポートプラン登録申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)に証拠書類を添えて、同意書(様式第3号)とともに、市長に申請しなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による申請を審査し、申請者が第2項に規定する対象者の要件を満たしていると認めるときは、本事業の利用者としてこれを承認する。

(3) 市長は、前号の規定により利用者として承認された者(以下「利用者」という。)に対し、前項第2号の規定による名簿など、葬儀生前契約に必要な情報を提供するものとする。

5 葬儀生前契約および葬儀費用

(1) 利用者は、自ら選定した協力葬祭事業者と葬儀生前契約を締結し、葬儀、葬儀費用、契約の解除等について必要な事項を定めるものとする。

(2) 葬儀費用は当該年度の生活保護法による葬祭扶助基準額以下で、協力葬祭事業者と利用者が協議の上、決定するものとし、利用者は契約時に当該金額を、協力葬祭事業者に預託するものとする。

6 葬儀生前サポートプランの作成と登録

(1) 市長は、第4項第1号の規定により提出された申請書に、前項の規定により締結された葬儀生前契約にかかる契約書の写しを添付するほか、必要な事項を追記し、葬儀生前サポートプラン(以下「プラン」という。)を作成の上、これを葬儀生前サポートプラン管理台帳(以下「台帳」という。)に登録するものとする。

(2) 市長は、前号に規定する登録を完了した後、プランの写しを青梅市葬儀生前契

約サポートプラン登録通知書（様式第4号）に添付し、利用者にこれを通知するものとする。

7 登録カードの交付

市長は、プランを台帳に登録したことを証するとともに、市および協力葬祭事業者の連絡先等を記載した登録カード（様式第5号および様式第6号）を利用者に交付するものとする。

8 プランの保管と実施

(1) 市長は、第6項の規定により登録したプランを、葬儀生前契約の履行が確認されるまで保管するものとする。

(2) 市長は、第5項第2号の規定により預託された葬儀費用について、定期的に保金状況の確認を行うものとする。

(3) 市長は、前号に規定する保金状況の確認などにより、葬儀生前契約が適正に履行されない恐れがあると認めるときは、協力葬祭事業者に必要な改善を求めるとともに、利用者に対し当該事業者との葬儀生前契約の継続について、必要な助言を行うものとする。

(4) 市長は、プランにもとづき、利用者の定期的な安否確認、死亡時の訃報連絡および協力葬祭事業者による葬儀生前契約の適正履行について確認を実施するものとする。

(5) 市長は、第6項第1号の規定によるプランの登録をした後に、利用者が継続的に第2項に規定する対象者の要件を満たさない状態となったと判断したときは、利用者に通告の上、当該プランを台帳から削除し、協力葬祭事業者はその旨を連絡するものとする。

9 実施上の注意

市長は、本事業の実施に当たり、関係機関と個人情報を共有する場合は、本人の同意を得るとともに、その個人情報が適切に管理されるように必要な措置を講じるものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

11 実施期日

この要綱は、平成30年10月1日から実施する。

青梅市認知症BPSDケアプログラム推進事業実施要綱

1 目的

この要綱は、東京都の認知症とともに暮らす地域あんしん事業実施要綱（平成30年3月28日付け29福保高在第1211号）第4の1に規定する日本版BPSDケアプログラム（以下「ケアプログラム」という。）推進事業の実施について必要な事項を定め、もって地域における認知症ケアの質の向上を図り、認知症の市民が長く住み慣れた環境において適切な支援が受けられる体制を構築することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、青梅市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の全部または一部を、適切な事業運営ができる団体等に委託することができるものとする。

3 事業内容

青梅市長（以下「市長」という。）は、第1項の目的を達成するため、市内の介護サービス事業所（別表に定める種類の事業所に限る。）に対し、次に掲げる取組を実施する。

(1) 参加事業所の募集

事業に参加する事業所（以下「参加事業所」という。）の募集および選定を行う。

(2) 研修の実施

参加事業所の職員に対し、必要となる認知症ケアに関する知識および技術を習得するための研修を行う。

(3) 参加事業所への支援

参加事業所に対し、必要に応じて次に掲げる支援を行う。

ア ケアプログラム導入にかかる説明会の開催

イ 取組状況の確認、事例検討、ネットワークづくり等のフォローアップ

ウ その他ケアプログラムの普及に関すること

(4) オンラインシステムの利用状況確認

市長は、ケアプログラムにかかるオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）に保管された参加事業所に関する情報について利用状況の確認を行う。

(5) オンラインシステムにかかる問合せ対応

市長は、オンラインシステムの利用開始に関して、参加事業所等からの問合せに対応するものとする。

4 経費の補助

- (1) 市長は、参加事業所がケアプログラムを導入および実施するに当たり必要な経費について、別に定めるところにより補助することができる。
- (2) 前号の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては対象外とする。
 - ア 他の制度により、国、都または市が経費の一部を負担し、または補助しているもの
 - イ 個人に金銭給付を行い、または利用者負担を直接的に軽減するもの
 - ウ その他市長が適当でないとするもの

5 留意事項

- (1) 本事業の全部または一部を委託して実施する場合は、受託者は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。
- (2) 本事業に携わる者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令の規定等を踏まえ、個人情報ならびにプライバシーの尊重および保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

7 実施期日

この要綱は、平成31年4月1日から実施し、平成33年4月1日にその効力を失うものとする。

別表

介護サービス事業所の種類
居宅介護支援
訪問介護（介護予防を含む。）
訪問看護（介護予防を含む。）
通所介護（地域密着型介護予防を含む。）
認知症対応型通所介護（介護予防を含む。）
認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）
特定施設入居者生活介護（地域密着型介護予防を含む。）
介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）
介護老人保健施設
その他市長が必要と認める事業所

青梅市認知症BPSDケアプログラム推進事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市認知症BPSDケアプログラム推進事業実施要綱（平成31年4月1日実施。以下「実施要綱」という。）第4項の規定にもとづき、東京都の認知症とともに暮らす地域あんしん事業実施要綱（平成30年3月28日付け29福保高在第1211号）第4の1に規定する日本版BPSDケアプログラム（以下「ケアプログラム」という。）の推進に要する経費について、予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

この補助金の対象者は、実施要綱第3項第1号に規定する参加事業所であって、この要綱の規定による補助を受けたことがないものとする。

3 補助対象事業

この補助金の対象となる事業は、前項に規定する補助対象者が実施するケアプログラムの推進に関する事業とする。

4 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、別表の2に掲げる経費とする。

5 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において、別表の1に掲げる補助基準額と前項に掲げる補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

6 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市認知症BPSDケアプログラム推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、別途定める日までに青梅市長（以下「市長」という。）に対し補助金の交付を申請するものとする。

7 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは、補助の可否および交付すべき補助金の額を確定し、青梅市認知症BPSDケアプログラム推進事業補助金交付（不交付・変更）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

8 是正のための措置

前項による審査の結果、申請内容の不備または交付基準への不適合を認めたとき、市長は申請者に対し申請書の訂正を求めるなど、是正のための措置を求めることができる。

9 事情変更による変更申請

この補助金の交付の決定後、事業の変更等により特別の必要が生じ、申請の内容を変更する場合の申請は、申請者が、青梅市認知症BPSDケアプログラム推進事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添付して行うものとする。

10 変更交付決定

市長は、申請者から前項による補助金の変更交付申請があったときは、変更交付申請書および添付書類の内容を審査し、相当と認める場合は、補助金の変更交付を決定するとともに、その結果を様式第2号により申請者に通知するものとする。

11 実績報告

第7項および前項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助金の交付決定にかかる会計年度が終了したときは、当該交付決定にかかる事業の実績報告を、青梅市認知症BPSDケアプログラム推進事業補助金実績報告書（様式第4号）により、別に定める日まで市長に報告しなければならない。

い。

12 補助金の額の確定

市長は、前項の規定により提出された実績報告を調査した結果、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市認知症BPSDケアプログラム推進事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

13 補助金の請求

交付決定事業者は、当該補助金額について、別に定める期日までに青梅市認知症BPSDケアプログラム推進事業補助金請求書（様式第6号）により市長に請求するものとする。

14 交付決定の取消し

市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令にもとづく命令に違反したとき。

15 補助金の返還

前項により補助金の交付決定の全部または一部が取り消された場合において、補助金の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているとき、市長は、交付決定事業者に対し、その返還を命ずるものとする。

16 他の補助金等の一時停止等

交付決定事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金の全部または一部を納付しない場合において、他に同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、市長は、相当の限度において、その交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

17 財産処分の制限

交付決定事業者は、補助金により取得し、または効用を増加した財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

18 財産処分による収入の納付

前項の規定に反し、財産を処分することにより収入があった場合には、市長は事

業所に対し、その収入の全部または一部を市に納付させることがある。

19 財産の管理義務

事業所は、補助金により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

20 補助金調書の作成

事業者は、この補助金の交付にかかる予算と決算の関係を明らかにした書類を補助金の交付にかかる会計年度終了後5年間保存しなければならない。

21 消費税仕入控除税額の取扱い

(1) 交付決定事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、青梅市消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに市長に報告しなければならない。ただし、交付決定事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容にもとづき報告を行わなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させることができる。

22 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

23 実施期日等

(1) この要綱は、平成31年4月1日から実施し、平成33年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

別表

1 補助基準額	1 事業所あたり 70,000 円
2 補助対象経費	補助対象事業の実施に必要な次の経費 PC、タブレット、スマートフォン、無線LANルーター等機器購入費、初回契約料金および設置工事費
3 補助率	10 / 10

※ 機器購入費は、認知症ケアプログラム推進事業実施細目(平成30年5月31日付け30福保高在第272号)第2項第4号アに規定するアドミニストレーター研修の修了者1人につき1台分までとする。

青梅市障害者計画検討委員会設置要綱

1 目的

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。

このため、青梅市（以下「市」という。）においては、物品および役務等（以下「物品等」という。）の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めることが求められている。

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定にもとづき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、市が平成31年度に行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、市の全ての組織（青梅市予算事務規則（平成14年規則第17号）第2条第1号に定める課をいう。）において調達する物品等のうち、文房具事務用品、印刷、清掃等、障害者就労施設等が受注することが可能なものについて適用する。

3 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

(1) 障害者支援施設

- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

4 物品等の調達目標

市は、予算の適正な使用ならびに契約における経済性、公正性および競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、庁内の実態にもとづき、積極的に障害者就労施設等から物品等の調達の推進に努める。

5 物品等の調達の推進方法

市は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上および供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能および品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間および発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、

性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の積極的な活用を図る。

6 調達実績の公表

市は、会計年度の終了後、この方針にもとづく物品等の調達の実績について調査を行い、その概要を取りまとめ、公表するものとする。

7 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部障がい者福祉課とする。

8 委任

この方針に定めるもののほか必要な事項は、青梅市長が別に定める。

9 実施期日

この方針は、平成31年4月1日から実施する。

平成31年度青梅市による障害者就労施設等からの物品および役務等の調達方針

1 目的

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。

このため、青梅市（以下「市」という。）においては、物品および役務等（以下「物品等」という。）の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めることが求められている。

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定にもとづき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、市が平成31年度に行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、市の全ての組織（青梅市予算事務規則（平成14年規則第17号）第2条第1号に定める課をいう。）において調達する物品等のうち、文房具事務用品、印刷、清掃等、障害者就労施設等が受注することが可能なものについて適用する。

3 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

4 物品等の調達目標

市は、予算の適正な使用ならびに契約における経済性、公正性および競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、市内の実態にもとづき、積極的に障害者就労施設等から物品等の調達の推進に努める。

5 物品等の調達の推進方法

市は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

- (1) 調達の推進に必要な情報の提供
障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。
- (2) 障害者就労施設等の供給能力の向上
障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上および供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。
- (3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置
物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能および品質を確保しつつ、次の

観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間および発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の積極的な活用を図る。

6 調達実績の公表

市は、会計年度の終了後、この方針にもとづく物品等の調達の実績について調査を行い、その概要を取りまとめ、公表するものとする。

7 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部障がい者福祉課とする。

8 委任

この方針に定めるもののほか必要な事項は、青梅市長が別に定める。

9 実施期日

この方針は、平成31年4月1日から実施する。

青梅市人間ドック受診料助成金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市国民健康保険および東京都後期高齢者医療制度の被保険者が受診する人間ドック（第3項に規定する人間ドックをいう。）の費用の一部を、予算の範囲内で助成することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 助成対象者

青梅市人間ドック受診料助成金（以下「助成金」という。）の助成対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 受診日において、次に掲げる者であること。

ア 青梅市国民健康保険の被保険者で、受診日時点の年齢が30歳以上のもの

イ 青梅市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第14号）第3条に定める被保険者

(2) すでに納期を経過した青梅市国民健康保険税に滞納がある世帯に属する者または東京都後期高齢者医療保険料に滞納がある者は、助成対象としない。

3 契約医療機関

助成金の交付事業は、青梅市長（以下「市長」という。）と青梅市人間ドック受診料助成金に関する契約を締結した医療機関（以下「契約医療機関」という。）において受診する人間ドック（以下「人間ドック」という。）を対象として実施する。

4 対象検査項目

人間ドックの検査項目は、公益社団法人日本人間ドック学会が推奨する一日ドック基本検査項目を基本として、前項に規定する契約医療機関との契約において定めるものとする。

5 助成金額

助成金の額は、1回の受診につき当該受診に要した実費額と20,000円とのいずれか少ない方の額とし、1人につき1年度1回に限り交付するものとする。

6 助成の実施方法

助成金の交付は、助成対象者が受診しようとする契約医療機関の窓口へ、第8項に定める利用券を提出することにより、受診費用から前項に規定する助成金額の控除を受け、当該控除後の受診費用について、市長が第9項第1号に定める報告に応じて当該医療機関に支払う方法により行うものとする。

7 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、受診日の前日までに青梅市人間ドック受診料助成金交付申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

8 助成金の交付決定等

(1) 前号の規定による申請があったときは、市長はこれを審査の上、速やかに助成の可否を決定し、青梅市人間ドック受診料助成金交付決定通知書（様式第3号）または青梅市人間ドック受診料助成金交付金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

(2) 市長は、前号の規定により助成金の交付を決定したときは、青梅市人間ドック受診料助成金利用券（様式第6号。以下「利用券」という。）を申請者に交付するものとする。

(3) 前号の規定により、利用券の交付を受けた者は、人間ドックの受診日に契約医療機関に当該利用券を提示しなければならない。

9 費用の支払等

(1) 契約医療機関は、利用券の交付を受けた者が人間ドックを受診したときは、受診した月の翌月10日までに、青梅市人間ドック受診報告書（様式第7号）により、市長に報告するものとする。

(2) 市長は、前号による報告があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、それを受理した日から30日以内に利用券の券面に記載された助成金額を、契約医療機関に支払うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を45日まで延長することができる。

(3) 前号の規定による支払があったときは、申請者に対し助成金の交付があったものとみなす。

10 受診報告

助成金の交付を受け、人間ドックを受診した者のうち、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の規定にもとづく特定健康診査の受診対象者または東京都後期高齢者医療広域連合健診事業実施要綱（平成20年3月27日副広域連合長決定）第2条に規定する健康診査の対象者であるものは、当該受診結果を市長に提出しなければならない。

11 助成金の返還

市長は、申請者が偽りその他不正の行為によって、助成金の交付を受け、またはこの要綱に違反したときは、助成金の交付の決定を取り消し、申請者から助成金を返還させることができる。

12 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

13 実施期日等

(1) この要綱は、平成31年4月1日から実施する。ただし、平成34年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱は、実施日以後に受診する人間ドックにかかる費用について適用する。ただし、青梅市後期高齢者医療に関する条例第3条に定める被保険者で、実施日以後に他の市区町村から転入した者については、転入日以後に受診する人間ドックにかかる費用について適用する。

(3) 第6項から第9項までの規定にかかわらず、平成31年度に限り、第8項第2号に規定する利用券の交付を受けずに契約医療機関において人間ドックを受診

した者については、受診後に交付申請を行うことにより、償還払いによる助成金の交付を受けることができる。

- (4) 前号の規定により助成金の交付を受けようとする者は、青梅市人間ドック受診助成金交付申請書（様式第2号）に契約医療機関に支払った受診料の領収書および人間ドック受診結果票の写しを添付して、市長に申請しなければならない。
- (5) 市長は、前号の規定による申請を受けたときは、第8項第1号の規定に準じてこれを処理する。このとき、同号中「様式第3号」とあるのは「様式第4号」と読み替えるものとする。

青梅市新生児聴覚検査費助成金交付要綱

1 目的

この要綱は、新生児の聴覚障害の早期発見および早期療育を図るため、新生児聴覚検査（以下「検査」という。）を受ける新生児（以下「対象児」という。）の保護者に対し、予算の範囲内において当該検査に要する費用の一部を助成することについて必要な事項を定めようとするものである。

2 助成対象者

助成金の対象者は、青梅市の区域内に住所を有する対象児の保護者（以下「助成対象者」という。）とする。

3 助成対象となる検査

助成金の助成対象となる検査は、対象児が生後50日に達する日まで（生まれた日を0日として起算し50日まで）に、第5項に規定する実施医療機関で受けた検査とする。

4 助成の額

助成金の助成額は対象児1人につき1回3,000円を限度として、青梅市長（以下「市長」という。）が決定する額とする。

5 検査実施医療機関

(1) 検査は次のアおよびイに掲げるもののうち、次号において協力の申出を市長に提出した医療機関（以下「実施医療機関」という。）において実施する。

ア 公益社団法人東京都医師会（以下「東京都医師会」という。）に加入する医療機関（以下「医師会加入医療機関」という。）

イ 東京都医師会に加入しておらず、原則として標ぼうする診療科目に産婦人科または耳鼻咽喉科を掲げる医療機関（以下「医師会非加入医療機関」とい

う。)

(2) 前号アおよびイに掲げる医療機関の検査への協力または協力辞退の申出は、次の手続によるものとする。

ア 医師会加入医療機関

健康診査協力承諾書(様式第1号)または健康診査協力辞退届(様式第2号)を、所属する地区医師会を經由して市長に提出するものとする。なお、市長は、事前に地区医師会等の協力を得るものとする。

イ 医師会非加入医療機関

健康診査協力届(様式第3号)または健康診査契約解除届(様式第4号)を、市長に提出するものとする。

6 実施方法および内容

(1) 実施方法

ア 市長は、東京都医師会および医師会非加入医療機関と委託契約を締結し、検査を実施する。

イ 実施医療機関は、助成対象者から提出される新生児聴覚検査受診票(様式第5号(甲乙丙の3枚複写。甲は白色。表紙に「新生児聴覚検査のごあんない」を記載する。))。以下「受診票」という。)により検査を実施する。

(2) 実施医療機関における受診票の取扱い

実施医療機関は、検査を実施した場合には、受診票の所定欄に、検査の結果および市への連絡事項を記入するものとする。この場合において、甲票は実施医療機関の控えとして保存し、乙票は助成対象者に交付して検査結果欄を母子健康手帳に貼り付けるよう指導し、丙票は健康診査委託料の請求原票・結果通知表(以下「請求原票」という。)として使用する。

なお、実施医療機関は、受診票の所定欄に医療機関コードを記載するものとする。

(3) 検査の内容

ア 生後50日に達する日までに実施する検査の初回検査として、自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)または耳音響放射検査(OAE)により実施する。

イ 初回検査は原則として出生後おおむね3日以内に出生した分娩取扱機関で実施することとし、これにより難しい場合は、退院後、生後50日に達する日までに他の医療機関等で実施する。

7 受診票の交付および再交付

(1) 受診票の交付

市長は、妊娠届出を受理したときに、受診票を交付する。受診票には、別表

1 で定める事業・住所コードを記入して交付するものとする。ただし、妊産婦が他の道府県から転入した場合は新生児聴覚検査受診票交付・再交付申請書（様式第6号。以下「申請書」という。）を提出させ、交付する。

(2) 受診票の再交付

受診票の再交付は、原則的に行わないものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には申請書を提出させ、再交付することができる。

8 転出に伴う受診票の返却

(1) 妊産婦が他の道府県に転出する場合は、受診票を返却するものとする。

(2) 都内区市町村への転出の場合は、継続して使用を認めるため、返却する必要はないものとする。

9 受診票の有効期間

有効期間は、対象児が生後50日に達する日までとする。

10 実施医療機関からの健康診査委託料等の請求

(1) 医師会加入医療機関

ア 医師会加入医療機関は、当月分の請求原票に妊婦・乳児健康診査総括票（様式第7号。以下「総括票」という。）を添えて、所属する地区医師会に提出する。

イ 請求原票および総括票の提出を受けた地区医師会は、内容を審査の上、妊婦・乳児健康診査請求原票送付書（様式第8号。以下「送付書」という。）を添えて、翌月10日までに、東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に提出する。なお、医師会加入医療機関は総括票に、地区医師会は送付書に、別表2に定める医師会コードを記入するものとする。

(2) 医師会非加入医療機関

医師会非加入医療機関は、当月分の請求原票に総括票を添えて、翌月10日までに連合会に提出する。

11 市における健康診査委託料等の審査および支払

(1) 市長は、健康診査委託料の審査・支払に関する事務および地区医師会事務費の審査・集計帳票作成に関する事務を、連合会に委託して行う。

(2) 市長は、実施医療機関から請求を受けたときは、連合会を通じて、実施医療機関に委託料を支払うものとする。また、連合会から送付された集計帳簿をもとに、地区医師会に事務費を支払うものとする。

(3) 市長は、委託料の支払に際し、連合会を通じて、国民健康保険・退職者医療・老人保健・公費負担医療（調剤）報酬等決定通知書により当該医療機関に通知する。また、事務費の支払に際し、地区医師会に通知する。

(4) 連合会は、受診票の住所コードを確認の上、市長に対し、健康診査委託料の請求をすることとし、請求原票を送付する。

(5) 市長は、連合会より請求原票を受理した場合、健康診査委託料を支払うものとする。

12 事後措置

市長は、連合会から請求原票を受理したときは、検査の実施結果を母子健康管理票に記録するとともに、指導を要する妊婦については、適切な措置を講ずるものとする。

13 広報活動

市長は、各種広報手段を活用するとともに、医師会および実施医療機関などの関係団体を通じて、市民に対して制度の趣旨の周知を図るものとする。

14 実施期日等

(1) この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(2) この要綱の実施日前に交付された受診票は、要綱の実施日以後においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。

青梅市保育対策検討委員会設置要綱

1 設置

青梅市内の保育所（以下「保育所」という。）の定員割れ対策、待機児童対策その他の必要な保育対策について検討し、もって保育所の安定的な運営を図るため、青梅市保育対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について調査研究および検討を行う。

(1) 保育所の定員割れ対策に関すること。

(2) 保育所の待機児童対策に関すること。

(3) その他必要な事項に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱または任命する委員12人以内をもって組織する。

(1) 青梅市の区域内の保育所および幼稚園関係者6人以内

ア 保育園理事長会代表

イ 保育園連合会代表

- ウ 私立幼稚園協会代表
- エ 保育園事務協会の職員

(2) 青梅市の職員 6 人

- ア 企画部長
- イ 子ども家庭部長
- ウ 企画政策課長
- エ 子育て推進課長
- オ 子ども家庭支援課長
- カ 教育総務課長

4 委員の任期

委員の任期は、委嘱または任命の日から第 8 項の規定による最終検討結果の報告のあった日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長および副委員長

- (1) 委員会に委員長および副委員長を置く。
- (2) 委員長および副委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会議

委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

7 意見の聴取等

委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

8 報告

- (1) 委員会は、第 2 項に掲げる事項について調査研究および検討をし、その経過および結果を市長に報告する。
- (2) 前号による報告のほか、委員会が保育所の安定的な運営上、必要と認めるときは、関連会議等への報告を行うことができる。

9 庶務

委員会の庶務は、子育て推進担当課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

11 実施期日等

この要綱は、平成31年4月1日から実施し、第8項の規定による最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

青梅市臨時保育事業費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、天皇の即位の日及び即位礼正殿の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）に規定する令和元年5月1日の祝日に伴う連休において、保護者の就労等で保育を必要とする児童の保育需要に対応するため、臨時保育事業（以下「臨時保育」という。）を実施する保育施設に対し、予算の範囲内で補助することにより、保護者の子育ておよび就労の両立を支援し、もって保育を必要とする児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次の各号に規定する児童を対象とする臨時保育とする。

- (1) 保護者の就労等で保育を必要とする就学前の児童で、現在、青梅市の区域内（以下「市内」という。）にある保育施設を利用し、かつ、平成30年4月1日以前生まれのもの
- (2) その他特に青梅市長（以下「市長」という。）が認める者

3 補助対象施設

この要綱による補助金の対象施設は、市内において設置し、臨時保育を実施する保育施設とする。

4 補助対象期間

補助対象となる臨時保育の実施期間は、平成31年4月30日から令和元年5月2日までとする。

5 補助対象時間

補助対象となる臨時保育の実施時間は、原則として、午前7時から午後6時までとする。

6 補助対象経費等

補助金の対象経費および補助金額は、別表のとおりとする。

7 交付の手続

(1) 補助金交付申請の手続

補助金の交付を受けようとする保育施設は、青梅市臨時保育事業費補助金交付

申請書(様式第1号)に係る書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(2) 交付決定の通知

市長は、前号の規定により申請があった場合、審査の上、速やかに可否について決定し、青梅市臨時保育事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

8 実績報告

臨時保育を実施する保育施設(以下「実施施設」という。)は、事業が完了したときは、青梅市臨時保育事業費補助金実績報告書(様式第3号)を、市長に提出しなければならない。

9 補助金額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときには、その内容を審査し、適正と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市臨時保育事業費補助金交付額確定通知書(様式第4号)により当該保育施設に通知するものとする。

10 補助金の請求

前項の規定により交付確定を受けた保育施設は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

11 決定の取消し

市長は、実施施設が次のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の目的に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令または補助金の交付決定にもとづく命令に違反したとき。

12 補助金の返還

市長は、前項の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに実施施設に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

13 書類の整備等

実施施設は、次に掲げる書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(1) 臨時保育利用実施状況に関する書類

(2) 臨時保育事業の会計を明らかにした書類

14 その他

- (1) 臨時保育においては、利用者負担は徴収しないものとする。ただし、給食および間食については、当該児童の保護者が用意することとする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

15 実施期日

- (1) この要綱は、平成31年4月23日から実施し、令和2年4月1日をもって廃止する。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる書類の整備等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第6項関係）

補助対象経費	補助金額
臨時保育にかかる人件費	当該事業による勤務時間に、勤務する保育士等が在籍する保育施設の給与規則にもとづき、1時間当たりの給与額を乗じた額に手当等を加算した額
臨時保育にかかる保険料	実費相当額
臨時保育にかかるその他の諸経費	1施設あたり一律15千円

平成31年度子どもふれあいフェスタ2019事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、子どもふれあいフェスタ2019実行委員会が行う子どもふれあいフェスタ2019事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって子育て支援および子どもたちの健全育成を図ることを目的とする。

2 補助対象団体

補助の対象となる団体は、子どもふれあいフェスタ2019実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、実行委員会が行う子どもふれあいフェスタ2019事業とする。

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、子どもふれあいフェスタ2019事業の実施に際し直接的に要する経費とする。

5 補助金の額

補助金の額は、27万円を上限とする。

6 補助金の交付申請

実行委員会は、子どもふれあいフェスタ2019事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、子どもふれあいフェスタ2019事業計画書（様式第2号）および青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

7 補助金の交付決定および通知

市長は、補助金の交付申請があったときは、申請書および関係事項を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、子どもふれあいフェスタ2019事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

8 補助金の請求

実行委員会は、前項の規定により交付決定通知書を受けたときは、子どもふれあいフェスタ2019事業補助金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

9 補助金の支出

市長は、請求書の收受後、速やかに補助金を支出するものとする。

10 実績報告

実行委員会は、事業が完了したときは、子どもふれあいフェスタ2019事業補助金実績報告書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定

(1) 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、子どもふれあいフェスタ2019事業補助金交付額確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により、実行委員会に通知するものとする。

(2) 実行委員会は、前号の確定通知書を受領したときは、子どもふれあいフェスタ2019事業補助金精算書（様式第7号）により速やかに精算しなければならない。

12 決定の取消し

市長は、実行委員会が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または補助金の交付決定にもとづく命令に違反したとき。

13 補助金の返還

- (1) 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- (2) 市長は、第11項の規定により補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

14 その他の必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

15 実施期日

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

青梅市子ども食堂推進事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、民間団体等が行う地域の子供へ食事および交流の場を提供する取組について、その経費の一部を予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定め、もって子供の健全な育成を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、青梅市の区域内（以下「市内」という。）に居住している生活困窮家庭、ひとり親家庭その他の支援を必要とする家庭の18歳以下の子供およびその保護者（以下「利用者」という。）が気軽に立ち寄り、栄養バランスのよい食事を取りながら交流を行う場（以下「子ども食堂」という。）を、月1回以上かつ通年で提供するものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 1回当たり10名以上の利用者が参加できる規模であること。
- (2) 補助事業実施時は、常時責任者を配置し、安全に配慮した開催をしていること。
- (3) 補助事業の規模に応じて、必要な人員体制を確保していること。
- (4) 原則として子ども食堂の職員または利用者が直接調理した、栄養バランスのよい食事を提供するものであること。
- (5) 補助事業の開始前に管轄の保健所に相談し、補助事業の実施に必要な指導および助言を求めていること。
- (6) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）および各種法令、通知等にもとづく適切な衛生管理体制が構築されていること。
- (7) 利用者の食物アレルギーの有無を確認していること。
- (8) 事故発生時の対応のための保険に加入していること。
- (9) 事故発生時の対応方法および連絡体制をあらかじめ定めるとともに、職員への周知徹底が図られていること。
- (10) 特定の政党もしくは政治団体のための活動または特定の宗教のための活動を行わないこと。

3 補助対象団体

この補助金の交付対象となる団体は、市内において、補助事業を実施する事業者（以下「子ども食堂実施団体」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 定款または会則を備えていること。
- (2) 市が関与する子ども食堂または子供・家庭の支援に関わる他の関係機関等との連絡会の構成員であり、当該連絡会に年1回以上参加していること。
- (3) 暴力団（青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団と関係する団体ではないこと。
- (4) 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等（暴力団ならびに同条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条例第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- (5) 公序良俗に反する活動を行う団体ではないこと。

4 留意事項

子ども食堂実施団体は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 子ども食堂の職員が、利用者の生活にかかる相談に応じるとともに、必要に応じてそのニーズに対応した関係機関との連携に努めること。

- (2) 利用者について虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合に、青梅市子ども家庭支援センター等に対して通告を行うこと。
- (3) 食事提供の対価として食事代を徴収する場合は、地域の実情および本事業の目的等を勘案して、その金額、徴収方法等の必要な事項を決定すること。
- (4) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、補助事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等への周知徹底を図ること。

5 補助金の交付額

この補助金の交付額は、別表第1の1に定める補助基準額と2に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（子ども食堂の運営にかかる収入額を含む。）を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

6 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする子ども食堂実施団体は、青梅市子ども食堂推進事業補助金交付申請書（様式第1号）により、青梅市長（以下「市長」と言う。）に対し、毎年市長が定める期日までに、関係書類を添付の上、申請しなければならない。

7 変更交付申請

- (1) この補助金の交付決定後の事情等により、申請内容を変更して追加交付申請を行う場合は、前項に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。
- (2) 前項の規定は、前号の規定による変更交付申請について準用する。

8 補助金の交付決定

市長は、第6項および前項に規定する申請を受けたときは、申請書および関係書類の内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、青梅市子ども食堂推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）または青梅市子ども食堂推進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

9 補助の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 実施状況報告

子ども食堂実施団体は、市長から補助事業の遂行に関して報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(2) 承認事項

子ども食堂実施団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市

長の承認を受けなければならない。ただし、アおよびイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(3) 実績報告

子ども食堂実施団体は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定にかかる会計年度が終了したとき、または補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該交付決定にかかる事業の実績について青梅市子ども食堂推進事業実績報告書（様式第4号）により、別に定める日までに市長に報告するものとする。

(4) 補助金の額の確定

市長は前号に掲げる実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査により、補助事業の成果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、子ども食堂実施団体に通知する。

(5) 是正のための措置

市長は、第1号による実施状況報告および第3号による実績報告の審査の結果、この補助条件に適合しないと認めるときは、当該対象補助事業につき、これに適合させるための措置をとることがある。

(6) 交付決定の取消し

市長は、子ども食堂実施団体が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。なお、この規定は、第4号により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

ウ その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件または法令の規定等に違反したとき。

(7) 補助金の返還

ア 市長は、前号の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、別に定める期限内にその返還を子ども食堂実施団体に命ずる。

イ 子ども食堂実施団体は、第4号の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、すでにその金額を超える補助金が交付されているときは、その超過額を市長へ速やかに返還しなければならない。

(8) 違約加算金

子ども食堂実施団体は、第6号に掲げる事由により補助金の交付決定の全部または一部を取り消され、補助金を返還することとなったときは、その返還にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第1項に規定する割合（以下「加算割合」という。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(9) 延滞金

ア 子ども食堂実施団体は、第7号アの規定にもとづき補助金を返還することとなった場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額につき加算割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 子ども食堂実施団体は、第7号イの規定にもとづき補助金を返還することとなった場合において、市長が納期限を定めて支払を催促したにもかかわらず、これを納期日までに納付しなかったときは、前記アの規定を準用する。

(10) 事情変更による届出

子ども食堂実施団体は、補助金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出て、その指示を受けるものとする。

(11) 他の補助金等の一時停止等

市長は、子ども食堂実施団体が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合においては、他の同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(12) 財産処分の制限

子ども食堂実施団体は、補助事業により取得し、または効用を増加した財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

(13) 財産処分による収入の納付

前号の規定による市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった

場合には、市長は、子ども食堂実施団体に対し、その収入の全部または一部を市に納付させることがある。

(14) 財産の管理義務

子ども食堂実施団体は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(15) 関係書類の保管

子ども食堂実施団体は、この補助金の交付にかかる予算と決算の関係を明らかにした書類を当該会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(16) 仕入控除税額の報告

子ども食堂実施団体は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額申告書（様式第5号）により速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（または一支社、一支所等）であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容にもとづき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合には、当該消費税および地方消費税にかかる仕入れ控除税額の全部または一部を返還させることがある。

10 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

11 実施期日

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表第1

1 補助基準額	第2項に規定する子ども食堂の提供にかかる取組1回当たり10,000円（子ども食堂1か所当たり年間240,000円（年度途中から実施した場合は240,000円を実施月数に応じ案分した額）を上限とする。）
2 補助対象経費	第2項に規定する子ども食堂の提供にかかる取組に要する旅費、需用費、役務費、使用料および賃借料のうち別表第2に掲げるもの

別表第 2

項目	対象経費
旅費	食材の運搬にかかる交通費（スタッフの出勤のための交通費は含まない。）
需用費	事業に利用する消耗品費、子ども食堂の案内のためのパンフレット等印刷物、光熱水費、食材費および車両の燃料費（光熱水費について、自宅、店舗等が実施場所の場合等、子ども食堂の取組分の金額が明確でないときは、開所時間分で按分する等の方法で算出する。）
役務費	通信費、郵便代および保険料 （自宅、店舗等が実施場所の場合等、子ども食堂の取組分の金額が明確でないときは、開所時間分で按分する等の方法で算出する。）
使用料および賃借料	会場の賃料および車両の賃借料 （自宅、店舗等が実施場所の場合等、子ども食堂の取組分の金額が明確でないときは、開所時間分で按分する等の方法で算出する。）

※ 第 2 項に規定する子ども食堂の提供にかかる取組に要する経費であって、別表第 2 にかかる経費以外のものについては、市に協議すること。

青梅市被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金交付要綱

1 趣旨

この要綱は、東京都被災農業者向け経営体育成支援事業実施要綱（平成 30 年 11 月 30 日付 30 産労農振第 1925 号（以下「実施要綱」という。））にもとづき、平成 30 年の台風第 24 号により被災した農業者の経営を安定的に維持・発展させるための緊急的な支援を行うため、被災した農作物の生産に必要な施設等の復旧等の経費について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象者

青梅市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の全ての要件を備えていなければならない。

- (1) 農業者または農業者が組織する団体等（以下「農業者等」という。）であること。
- (2) 平成30年の台風第24号により被災した農産物の生産に必要な施設等（以下「被災施設」という。）を青梅市（以下「市」という。）の区域内に所有している者であること。
- (3) 青梅市長（以下「市長」という。）から被災した旨を証明された者であること。

3 補助金の交付にかかる暴力団等排除措置

暴力団員等（青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条例第1号に規定する暴力団をいう。）および法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、補助金の交付の対象としない。

4 助成対象事業等

補助対象事業、補助対象経費、補助率等は、別表に定めるとおりとする。

5 補助金の交付申請

- (1) 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、青梅市被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (2) 補助対象者は、前号の規定による申請をするに当たって、当該補助金にかかる仕入れにかかる消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを補助申請額から減額しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金にかかる仕入れにかかる消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

6 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、青梅市被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知する。

7 申請の撤回

補助対象者は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該通知にかかる助成金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に異議があるときは、当該通知

受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

8 事情変更による決定の取消し等

市長は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または交付の決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、すでに経過した期間にかかる部分については、この限りでない。

9 申請事項の変更

- (1) 補助対象者は、補助金交付申請額の変更をしようとするときは、あらかじめ青梅市被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による申請があった場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、または条件を付して承認することができる。

10 事業の着工

- (1) 補助対象者は、事業に着工（機械の発注を含む。）する場合は、補助金の交付決定にもとづき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によるときは、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）等における交付決定前着工に関する規定にもとづき、青梅市被災農業者向け経営体育成事業にかかる交付決定前着工届（様式第4号、以下「着工届」という。）が提出されている場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。なお、被災支援計画の承認前に着工したものにあっては、この限りでない。
- (2) 補助対象者は、前号により交付決定前に事業を着工する場合は、自ら入札または見積り合わせを行うなどにより、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。ただし、被災支援計画の承認までに実施したものは、この限りではない。
- (3) 交付決定前に着工する場合、交付決定までのあらゆる損失費用は補助対象者自らの責任とする。なお、交付申請書の備考欄に着工年月日および交付決定前着工届の日付（被災支援計画の承認前に着工した場合にあっては、着工年月日）を記載するものとする。
- (4) 補助対象者は、本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、同項第1号の交付決定前着工届を提出し、または被災支援計画の承認前に着工した場合にあっては、この限りでない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

11 補助金の支払および請求

- (1) 補助対象者は、第6項の交付決定の通知をもとに補助金の支払を請求することができる。
- (2) 補助対象者は、前号の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、青梅市被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

12 事故報告

補助対象者は、事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合または事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに青梅市被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金事故報告書（様式第6号）を市長に提出し、その指示に従わなければならない。

13 実績報告

- (1) 補助対象者は、補助事業が完了したとき、または助成金の交付の決定にかかる会計年度が終了したときは青梅市被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

ア 収支計算書

イ 領収書の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

- (2) 第5項第2号ただし書の規定により補助金の交付申請をした補助対象者は、前号の実績報告書を提出するに当たって、第5項第2号ただし書に該当した当該助成金にかかる仕入れにかかる消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 前号の補助対象者は、実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金にかかる仕入れにかかる消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前号の規定により減額した補助対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金の仕入れにかかる消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

14 補助金の額の確定

- (1) 市長は、前項の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる事業の成果が補助金交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、青梅市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付

額確定通知書（様式第9号）により当該補助対象者に通知する。

- (2) 補助対象者は、前号の規定による補助金交付額確定通知を受けたときは、青梅市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金精算書（様式第10号）を市長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

15 遂行命令等

- (1) 市長は、補助対象者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、事業が交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- (2) 市長は、補助対象者が前号の命令に違反したときは、当該助成事業の一時停止を命ずることがある。

16 決定の取消し

- (1) 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。
- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 補助対象者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員または使用人その他の従業者もしくは構成員を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
- エ その他補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件または法令もしくは交付の決定にもとづく命令に違反したとき。
- (2) 前号の規定は、第14項の規定により、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

17 補助金の返還

- (1) 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助対象者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- (2) 市長は、第14項の規定によりに交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

18 財産処分の制限

- (1) 補助対象者は、事業により取得し、または効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、第1項に掲げる助成金交付の目的に従って効率的運営を図るものとする。
- (2) 補助対象者は、事業により取得し、または効用が増加した財産で、処分制限期

間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第11号）を作成し、当該台帳およびその他関係書類を処分制限期間が経過するまで管理保管しなければならない。

(3) 補助対象者は処分制限期間内に補助金の交付の目的に反して、事業により取得し、または効用が増加した財産を使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

19 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）および東京都被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱（平成30年11月30日付け30産労農振第1926号）に定めるところによる。

20 実施期日等

(1) この要綱は、平成31年2月21日から実施し、平成30年11月30日から適用する。ただし、平成32年4月1日をもって廃止する。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の廃止後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続については、なお従前の例によるものとする。

青梅市農地の創出・再生支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、東京都の農地の創出・再生支援事業実施要綱（平成30年3月30日29産労農振第2307号）および農地の創出・再生支援事業実施要領（平成30年3月30日29産労農振第2343号）にもとづく事業を実施する農業者等に対し、青梅市（以下「市」という。）が予算の範囲内において補助金を交付することにより、市の区域内（以下「市内」という。）の市街化区域を対象とした新たな農地の創出および市街化調整区域を対象とした農地の有効利用を図ることを目的とする。

2 定義

(1) 創出支援 市街化区域内で、農家所有の宅地、駐車場等の用地を農地に転換する際における建物の基礎部分や駐車場の舗装板の撤去、栽培に適した土の搬入など、農地整備の取組を支援することにより、新たな農地の創出を図る事業をいう。

(2) 再生支援 市街化調整区域内で、農業者等が遊休・低利用農地を積極的に引き受けて農地を再生利用し、規模拡大や新規就農を図る取組を支援することにより、農地の有効利用を図る事業をいう。

3 対象農地

(1) 創出支援

次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ア 市の都市計画と本事業の事業計画とが整合していること。

イ 市街化区域内であること。

ウ 本事業により農地に整備後、8年間は農地での活用を継続する見込みがあり、義務付けに際し支障がなく、事業を実施する農業者が義務付けに同意していること。

エ 一地区当たり1アール(100平方メートル)以上であること。

オ 農業者が所有している土地で農地以外の現況地目(宅地、雑種地等)であり、その農業者本人が事業を実施すること。

カ 生産緑地地区指定に支障がなく、事業を実施する農業者が同意していること。

(2) 再生支援

次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ア 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領(平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知)7の①の区分に該当する状態となっている農地または市が特に再生利用を必要とする農地のうち、人力または農業機械で草刈り、耕起、抜根、整地等を行うことによりただちに耕作することが可能な農地であること。

イ 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「促進法」という。)にもとづく利用権の設定等を行った農地もしくは利用権の設定等を行うことが見込まれる農地または農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)にもとづく賃借権の設定等を行った農地もしくは賃借権の設定等を行うことが見込まれる農地であること。

ウ 一地区当たりおおむね10アール以上であること。ただし、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5項にもとづき別段面積が設定されている場合または近接した農地の規模拡大のための再生利用等、合理的な理由が認められる場合は、この限りでない。

エ 当該農地について、5年以上耕作することが見込まれること。

4 対象事業者

(1) 創出支援

市内に住所および農地を有する農業者(法人を含む。)とし、法人が事業を行う場合は、その法人が市内に住所および農地を有し、農業を定款により事業の一つと位置付けていることを条件とする。また、出荷していない自給的農業者も該当

するが、事業完了後は出荷を奨励する。

(2) 再生支援

事業が可能な農業者等は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 認定農業者（促進法にもとづき農業経営改善計画の認定を受けた農業者）

イ 認定新規就農者（促進法にもとづき青年等就農計画の認定を受けた農業者）

ウ 次のいずれかに該当する者として、東京都知事が特に認めた農業者等

(ア) 工事着工までに、促進法にもとづき農業経営改善計画または青年等就農計画の認定を受けることが確実に見込まれる農業者

(イ) 市が今後育成しようとする新規就農者等

5 補助対象経費等

この補助金の対象となる事業の内容、補助率等は別表のとおりとする。

6 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市農地の創出・再生支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

7 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべきものと認めたときは速やかに農地の創出・再生支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

8 申請事項の変更または中止

(1) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該交付決定を受けた内容を変更しようとするとき、または補助事業を中止しようとするときは、青梅市農地の創出・再生支援事業変更・中止申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業の変更または中止の承認の通知をするものとする。

9 補助事業の完了時期

補助事業は、当該年度の3月31日までに、完了しなければならない。

10 実績報告書の提出

補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業の実績について、青梅市農地の創出・再生支援事業実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定

(1) 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、実績報告書を審

査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付された条件に適合すると認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市農地の創出・再生支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により、当該補助事業者へ通知する。

(2) 補助事業者は、補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに青梅市農地の創出・再生支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

12 帳簿の整備

補助事業者は、補助事業の状況、費用の収支その他事業に関係のある事項を明らかにする書類および帳簿を事業の終了年度の翌年度から起算して、創出支援においては8年、再生支援においては5年以上保存しなければならない。

13 決定の取消し

(1) 補助事業者が次の事項のいずれかに該当する場合は、市長は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または補助金の交付決定にもとづく命令に違反したとき。

(2) 前号の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

14 事業完了後の状況報告

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、市長から要求があったときは、補助対象農地の状況等について、市長に報告しなければならない。

15 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

16 実施期日等

(1) この要綱は、平成31年4月1日から実施し、平成34年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

平成31年度青梅市学力向上対策事業実施要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する児童・生徒の学習を促すことにより、その学力の向上を図るため、学力向上対策事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）とする。ただし、委員会は、事業を効果的に実施するため、民間事業者等に事業の運営の全部または一部を委託することができる。

3 事業の内容

この事業は、青梅市立小・中学校（以下「市立学校」という。）の教育課程時間外の土曜日および放課後等に、原則として、算数、数学、国語等の内容について、自学を基本として復習等の支援を行うものとする。

4 実施場所

事業の実施場所は、委員会が別に定める。

5 対象者

事業の対象者は、市の区域内に住所を有する者のうち、原則小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒とする。ただし、青梅市立東小学校および東中学校の児童・生徒を除く。

6 実施期間

事業の実施期間は、平成31年4月から平成32年3月までの間とする。

7 指導員

- (1) 委員会は、事業の実施に当たり、指導員としてコーディネーターおよび支援員を置くことができる。
- (2) コーディネーターは、実施場所における事業を統括し、支援員を指導するとともに、次項に規定する事務局へ実施状況報告を行うものとする。
- (3) 支援員は、児童・生徒の学習を支援し、児童・生徒を指導する。
- (4) コーディネーターおよび支援員は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）にもとづく教員の免許状を有する者またはこれに相当する経験を有する者とする。

8 事務局

事業の事務局は、指導室に置く。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

10 実施期日

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

青梅市文化交流センター生涯学習 コーディネーターおよびプロデューサー設置要綱

1 設置

青梅市文化交流センター（以下「センター」という。）における生涯学習の推進を図るため、（生涯学習コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）および生涯学習プロデューサー（以下「プロデューサー」という。）（以下「コーディネーター等」という。）を置く。

2 職務

コーディネーター等の職務は、次のとおりとする。

(1) コーディネーター

- ア プロデューサーとの連絡調整に関すること。
- イ センターにおける生涯学習事業の監理に関すること。
- ウ 第8項に規定するプロデューサー調整会議（以下「調整会議」という。）に関すること。
- エ 青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）との連絡調整に関すること。
- オ その他委員会が必要と認める業務に関すること。

(2) プロデューサー

- ア 生涯学習事業の企画・運営に関すること。
- イ 生涯学習情報の発信に関すること。
- ウ 生涯学習サークルの支援に関すること。
- エ センター利用者の交流に関すること。
- オ その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

3 委嘱

コーディネーター等は、委員会が委嘱する。

4 資格

コーディネーター等を担う者の資格は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 心身ともに健全で、かつ、意欲を持って職務を遂行できると認められるもの
- (2) 社会教育に精通し、生涯学習または文化活動に携わっているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める要件を備えているもの

5 定数

- (1) コーディネーターの定数は、1人とする。
- (2) プロデューサーの定数は、3人とする。

6 任期

コーディネーター等の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

7 守秘義務

コーディネーター等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

8 調整会議

プロデューサーの活動を円滑かつ計画的に行うため、調整会議を設置する。

- (1) 調整会議は、コーディネーター等をもって組織する。
- (2) 調整会議は、コーディネーターが招集し、会議を総理する。
- (3) 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

ア プロデューサーの連携に関すること。

イ センター運営上の課題に関すること。

ウ その他必要な事項

- (4) 調整会議は、調整した内容を委員会に報告する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、コーディネーター等について必要な事項は、委員会が別に定める。

10 実施期日

この要綱は、平成31年4月13日（以下「実施日」という。）から実施する。ただし、第2項の職務にかかる事項で、センターの運営上必要な行為は、実施日前においても行うことができる。

青梅市文化交流センター運営協議会設置要綱

1 設置

青梅市文化交流センター（以下「センター」という。）およびセンター内に設置する青梅市民センター（以下「市民センター」という。）の効果的な活用を検

討するため、青梅市文化交流センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 所掌事項

協議会は、青梅市文化交流センター条例（平成30年条例第34号。以下「条例」という。）第1条に規定するセンターの設置目的を達成するため、センターの運営に関して必要な事項を協議するとともに、市民センターの効果的な活用を検討するため、市民センターの運営に関する必要な事項を協議する。

3 組織

協議会は、次に掲げる者のうち青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱または任命する委員10人以内をもって組織する。

- (1) センター利用団体の代表者
- (2) 生涯学習推進市民会議の代表者
- (3) 地域の市民団体等のうちから推薦された者
- (4) 青梅市文化交流センター生涯学習コーディネーターおよびプロデューサー設置要綱（平成31年4月13日実施）に定める生涯学習コーディネーター
- (5) 公募委員

4 任期

委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

5 運営

- (1) 協議会に会長および副会長を置き、委員が互選する。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会議

- (1) 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として会議に出席させることができる。

7 事務局

協議会の事務を処理するため、センター担当課に事務局を置く。

8 実施期日

この要綱は、平成31年4月13日から実施する。

青梅市文化交流センター運営協議会公募委員募集要領

1 目的

この要領は、青梅市文化交流センター運営協議会設置要綱（平成31年4月13日実施）第3項に規定する委員のうち、公募委員の募集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 応募資格

公募委員に応募することのできる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に在住、在勤または在学している者
- (2) 応募時点において満18歳以上の者
- (3) 青梅市文化交流センター運営協議会（以下「協議会」という。）への出席が可能な者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しない者
- (5) 青梅市職員でない者
- (6) 青梅市の他の付属機関等の委員でない者

3 応募方法

応募者は、次の応募書類を青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出する。なお、提出された書類は、返却しない。

- (1) 応募動機に関する作文（200字以内）
- (2) 氏名、年齢、性別、住所および電話番号を記載したもの

4 募集人数

募集人数は、原則として男女各1人とする。ただし、性別ごとの応募人数が、これに満たない場合は、この限りでない。

5 募集期間

募集期間は、募集開始日から起算して13日間とする。

6 選考者

選考者は、教育部長、社会教育課長および青梅市民センターの所長とし、教育部長を責任者とする。

7 選考方法

- (1) 一次選考は、書類審査とする。
- (2) 書類審査の結果、候補者が募集人数を超えた場合には、公開抽選により決定する。

8 公開抽選

(1) 日時等

公開抽選の日時、場所等については、一次選考終了後、速やかに決定し、応募者宛てに通知する。

(2) 抽選方法

ア 抽選に当たっては、出席者の確認を得て実施するものとする。

イ 抽選は、抽選機によるものとする。

ウ 抽選機には、一次選考の合格者全員分のくじ棒を用意し、出席者の確認を得るものとする。

エ 抽選の実施は、選考者が行うものとする。

オ 応募者の番号は、協議会の事務局において、あらかじめ受付順に番号付けするものとする。

カ 抽選機により抽出されたくじの番号の1番から順に合格者とする。また、合格者の辞退等に備え、次順位以降を補欠者とし、番号順を優先順位とする。

9 選考結果

選考結果は、応募者宛てに書面で通知するものとする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、公募委員の募集に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

11 実施時期

この要領は、平成31年4月13日から実施する。

青梅市文化交流センターにおける使用料減免に関する基準

1 目的

この基準は、青梅市における公の施設の使用料減免に関する指針（平成21年4月1日実施）にもとづき、青梅市文化交流センター条例施行規則（平成31年教育委員会規則第13号）第7条第5号に規定する「その他委員会が特に必要と認めるとき」に行う減免措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 免除を行うもの

(1) 青梅市社会福祉協議会

(2) 青梅市シルバー人材センター（サークル等を除く。）

(3) 青梅市社会福祉事業団

(4) 青梅市保育園事務協会

- (5) 青梅市内の自治会（サークル等を除く。）
- (6) 青梅市高齢者クラブ連合会およびその加盟団体（サークル等を除く。）
- (7) 青梅市体育協会およびその加盟団体（下部組織を除く。）
- (8) 青梅市文化団体連盟およびその加盟団体（下部組織を除く。）
- (9) 青梅市立小・中学校PTA
- (10) 青梅市内の子供会および子供会育成会
- (11) 青梅市内のボーイスカウトおよびガールスカウト
- (12) 青梅市ボランティア・市民活動センター運営委員会において認められたボランティア団体

3 減額を行うもの

青梅市内の団体が、青梅市長または青梅市教育委員会が後援する事業のために使用するとき 100分の50相当額

4 その他

- (1) 前2項に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるときは、減免を行うことができる。
- (2) 前号により減免を行う場合は、他の公の施設の減免に関する基準との均衡を失しないよう留意しなければならない。

5 実施期日

この基準は、平成31年4月13日から実施し、平成31年5月7日以後に使用する者から適用する。

青梅市美術館等複合化検討委員会設置要綱

1 設置

青梅市公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの再編に関する基本的な方針にもとづき、青梅市立美術館および青梅市郷土博物館（以下「美術館等」という。）の複合化に関する検討を行うため、青梅市美術館等複合化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 美術館等の複合化に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

3 組織

委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

(1) 委員長 教育部長

(2) 副委員長 企画部長および経済スポーツ部長

(3) 委員 企画政策課長、施設課長、商工観光課長、教育総務課長および文化課長

4 委員長および副委員長の職務

(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

(1) 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

6 部会

(1) 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

(2) 部会の構成および運営に関しては、委員会が定める。

7 報告

委員会は、教育委員会および市長に対し、必要に応じて委員会の検討経過を報告するとともに、最終検討結果を報告する。

8 任期

委員の任期は、前項に規定する最終検討結果の報告のあった日までとする。

9 庶務

委員会の庶務は、文化課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

11 実施期日等

この要綱は、平成31年4月1日から実施し、第7項の規定による最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。